

# 漁協定款学習の手引き

<本書の構成>

- I 本編<sup>※1</sup>
- II 定款附属書 組合員資格審規編
- III 定款附属書 役員選挙規程編（別冊）
- IV 定款附属書 役員選任規程編（別冊）

※1 総会の部会、総代会及び経営管理委員会に関する規定は含めていません。

平成 26 年 10 月

熊本県農林水産部団体支援課

# 目 次

ご利用にあたっての注意点（重要）	6
その他	6
I 本編	7
1 組合の目的	7
2 登記（主な登記事項と手続き）	7
3 公告の方法	8
(1) 共済事業（共水連との共同元受）実施組合の場合	8
(2) それ以外の組合の場合	8
4 組合員に対する通知・催告	8
5 規約	8
6 組合員の資格	9
(1) 沿海漁協	9
(2) 内水面漁協	10
7 組合員の資格の審査	11
8 加入等の手続き	12
(1) 組合員になろうとする者	12
(2) 出資口数を増加しようとする組合員	12
9 持分の譲渡	13
(1) 組合員が持分を譲渡する場合	13
(2) 組合員でない者が持分を譲り受けて新たに組合員となろうとする場合	13
10 資格喪失等の届出	13
11 相続による加入	14
12 加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止	14
13 出資口数の減少	14
14 出資義務	14
15 出資一口の金額と払込方法	14
16 組合員の脱退と出資金の払戻し	15
(1) 死亡	15

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

（注）配付される場合は、本記載を削除しないでください。

(2)除名	16
(3)組合員たる資格の喪失（組合員資格審査）	17
(4)任意脱退（予告脱退）	18
(5)持分の払戻し金額の算定方法	19
17 賦課金	20
18 過怠金	20
19 職員退職給付引当金	21
20 遭難救助引当金	21
21 法定準備金	21
22 教育情報繰越金	22
23 特別積立金	23
24 持分の算定	23
25 役員	23
(1) 役員の定数	23
(2) 役員の資格	24
(3) 役員の選挙・選任	24
(4) 役員の改選請求	25
(5) 組合長	25
(6) 監事の職務	26
(7) 役員の責任	27
(8) 役員の任期	28
(9) 任期満了又は辞任により役員の定数を欠いた場合の当該役員の責務	29
(10) 任期途中における役員の退任	29
(11) 役員の報酬	30
① 理事の役員報酬	30
② 監事の役員報酬	31
26 参事・会計主任	31
(1) 参事	31
(2) 会計主任	31
27 定款その他の書類の備付け及び閲覧等	32
28 連合会監査への協力	32
29 総会	33
(1) 総会の招集と総会の成立	33
(2) 総会の議決事項とされているもの	34

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

(3) 総会の報告事項とされているもの	35
(4) 総会における議決方法・議長	35
(5) 特別決議に関する特例	36
(6) 総会の続行又は延期	36
(7) 総会における役員の説明義務	37
(8) 総会の議事録（記載しなければならない事項）	37
(9) 書面・代理人による議決	38
<b>30 理事会</b>	<b>38</b>
(1) 理事会の招集	38
(2) 理事会議決事項	39
(3) 理事会の報告事項	39
(4) 理事が組合と契約する場合	40
(5) 理事会の議決方法及び議長	40
(6) 理事会の議事録	40
<b>31 事業年度</b>	<b>41</b>
<b>32 専用契約</b>	<b>41</b>
<b>33 員外（組合員でない者）の利用</b>	<b>42</b>
<b>34 余裕金の運用</b>	<b>43</b>
<b>35 業務等に関する説明書類の縦覧（共済事業を実施の場合）</b>	<b>43</b>
<b>36 剰余金の処分</b>	<b>43</b>
<b>37 剰余金の配当</b>	<b>44</b>
<b>38 欠損の処理</b>	<b>44</b>
<b>39 決算書類の提出・備付け・閲覧</b>	<b>45</b>
<b>40 部門別損益の開示等</b>	<b>45</b>
<b>Ⅱ 定款附属書 組合員資格審規（地区審査委員会非設置組合）</b>	<b>46</b>
<b>1 資格審査委員会の設置</b>	<b>46</b>
<b>2 招集等</b>	<b>46</b>
<b>3 委員会による審査と結果の取扱い</b>	<b>47</b>
<b>4 審査基準</b>	<b>48</b>
(1) 漁業日数（営む個人の場合）	48
(2) 従事日数（漁業従事者の場合）	48
(3) 住所等の確認	48
①個人（住所）	48

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
（注）配付される場合は、本記載を削除しないでください。

②法人（事業所所の在地、常時の従業員数、漁船規模定） .....	48
(4) 加算基準 .....	49
①漁業を営む者の準備日数 .....	49
②休漁期間等の日数 .....	49
5 特例 .....	50
(1)新規申込者（漁業を営もうとする個人） .....	50
(2) 一時的に漁業を営むことができなくなった者 .....	50
① 長期疾病で操業できないが、治癒後は漁業に確実に従事できる者 .....	50
② 定款（模範定款 38 条第 1 項第 13 号）で定める団体（県漁連その他の団体）の常勤役員で操業できないが、退任後は漁業に確実に従事できる者 .....	50
6 組合員資格審査手続きの流れ（概要） .....	51

### Ⅲ 定款付属書 役員選挙規程

1 選挙日の決定、公告 .....	1
2 候補者の決定、公告 .....	2
3 選挙の実施、就任 .....	3
4 再選挙、補欠選挙 .....	4

### Ⅳ 定款付属書 役員選任規程

1 選任日、選任方法、選任議案 .....	1
2 投票 .....	2
3 開票、就任 .....	3
4 再選任、補欠選任 .....	4

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
 また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
 以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
 (注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## ご利用にあたっての注意点（重要）

本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。

また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼としており、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

## その他

### （１）記号の見方

法 § 1 2 ③ 4	⇒	水産業協同組合法 第 12 条 第 3 項 第 4 号
模範 § 1 2 ③ 4	⇒	模範定款例 第 12 条 第 3 項 第 4
模範 § 1 2 備③	⇒	模範定款例 第 12 条 備考③
審規 § 1 2 ③	⇒	組合員資格審査規程 第 12 条 第 3 項
拳規 § 1 2 ③	⇒	役員選挙規程例 第 12 条 第 3 項
任規 § 1 2 ③	⇒	役員選任規程例 第 12 条 第 3 項

### （２）連絡先

本書について、お気付きの点がありましたら、以下まで御連絡ください。

熊本県農林水産部 団体支援課

水産団体指導班

TEL 096-333-2423 (直通)

FAX 096-381-8515

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

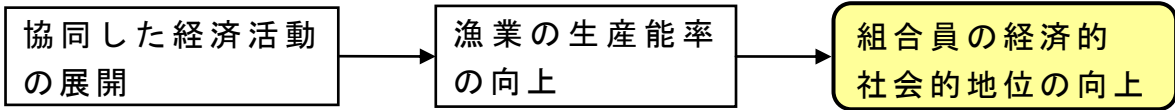
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

# I 本編

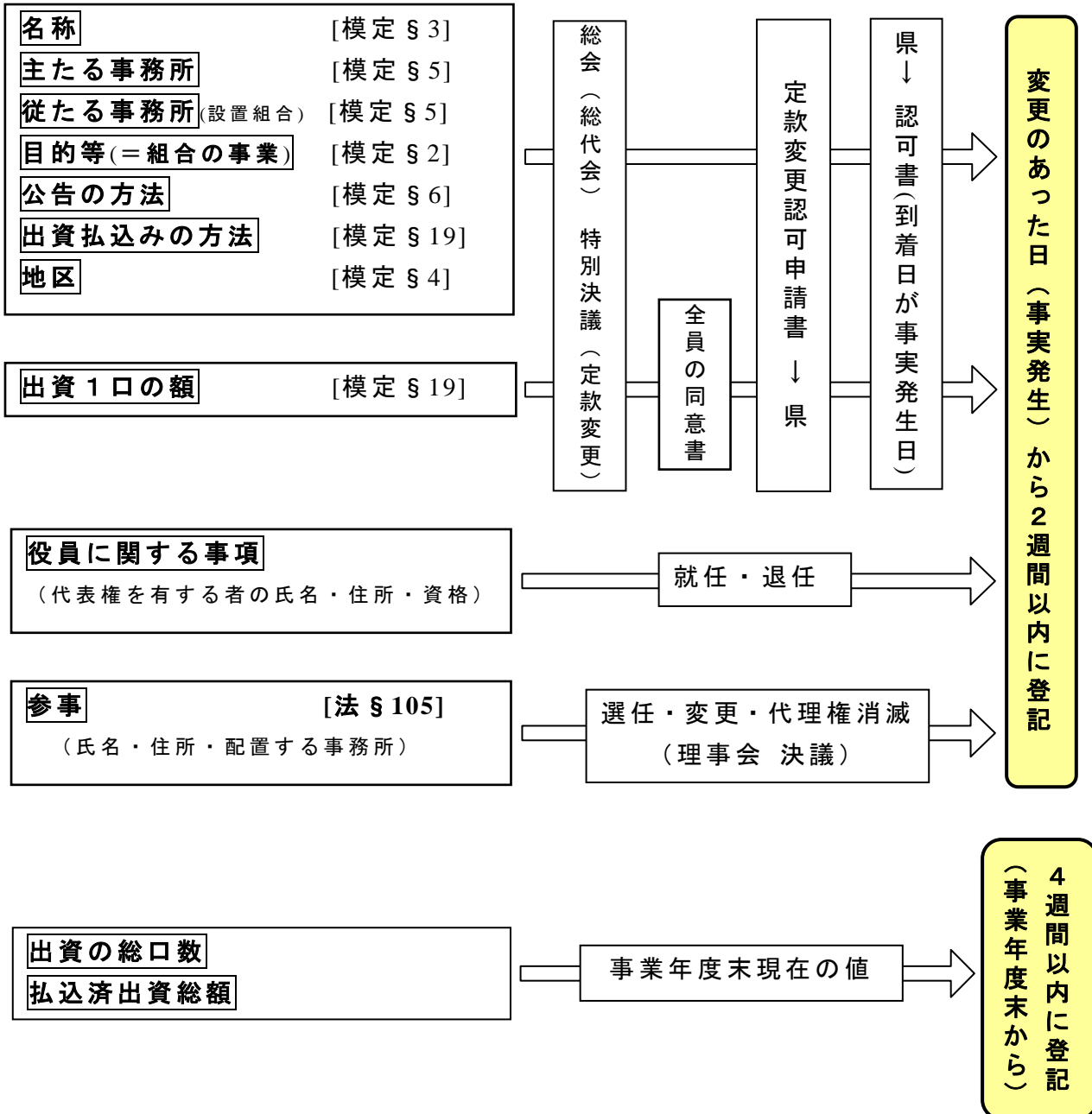
## 1 組合の目的

模範 § 1



## 2 登記（主な登記事項と手続き）

法 § 101②、102

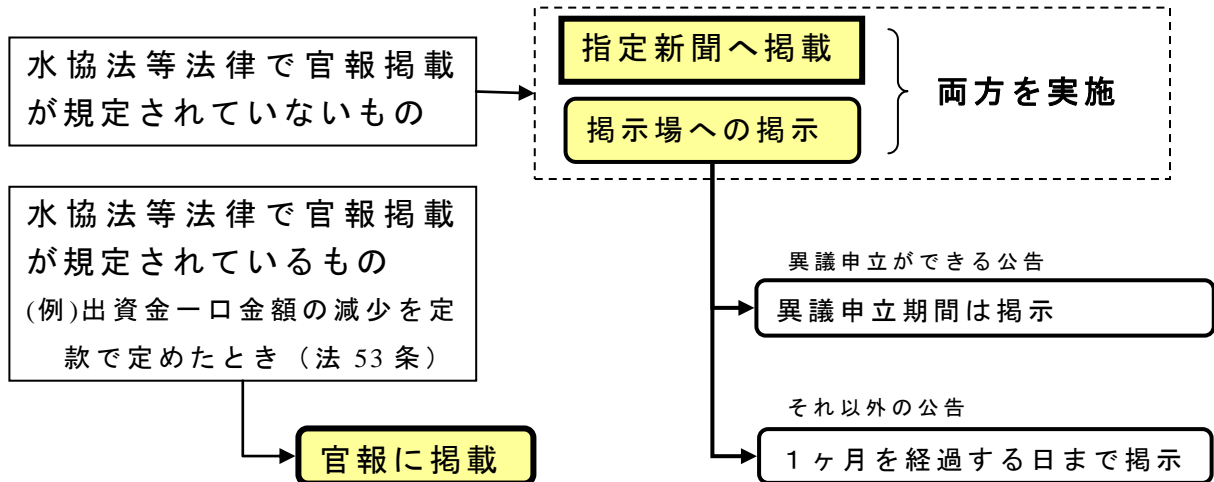


※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

### 3 公告の方法

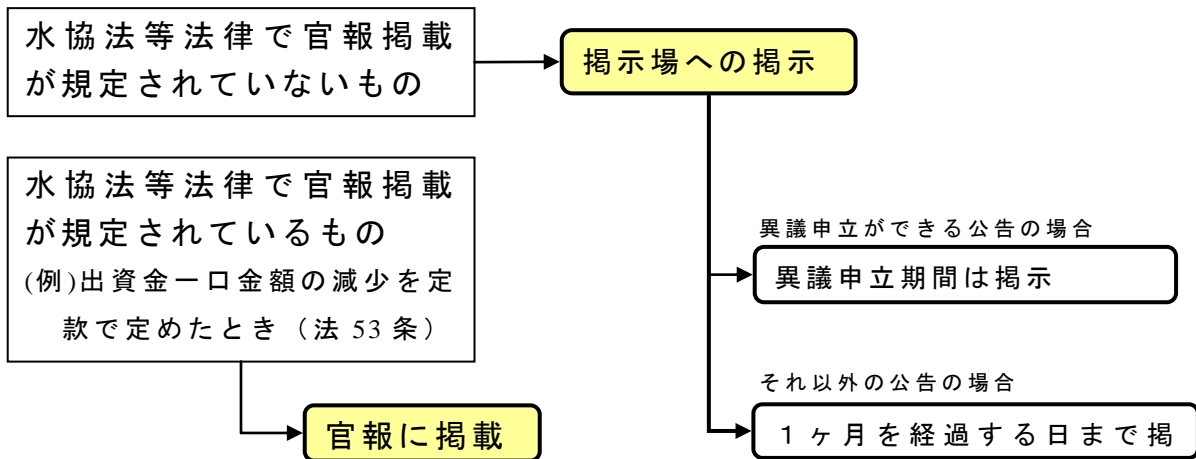
模定 § 6

#### (1) 共済事業（共水連との共同元受）実施組合の場合



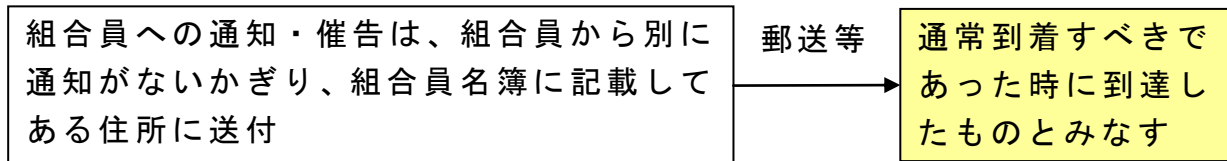
#### (2) それ以外の組合の場合

模定 § 6 備考



### 4 組合員に対する通知・催告

模定 § 6 の 2



### 5 規約

模定 § 7

定款で定めるもののほか、  
業務の執行、会計、その他必要な事項  
は別に定める。

総会の議決を要する

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。



## 6 組合員の資格

模定 § 8、法 § 18、法施行令 § 11

### (1) 沿海漁協

#### 正組合員

- ① この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて〇日（90日から120日までの内で定款で定めた日数）を超えて漁業を営み又は従事する漁民<sup>\*1,2</sup>（模定 § 8①1、法 § 18①1）
  - ② この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合（模定 § 8①2、法 § 18①2）
  - ③ この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人でその常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が〇〇トン以下であるもの（模定 § 8①3、法 § 18①3）
- <但し、①については、以下の内容でもよい。>
- ① この組合の地区内に住所を有し、かつ、1年を通じて〇日（90日から120日までの内で定款で定めた日数）を超えて漁業を営む漁民（模定 § 8備考②、法 § 18③）

#### 准組合員

定款で定めることにより、  
准組合員とすることができるもの（法 § 18⑤）

- ① この組合の地区内に住所を有する漁民で、正組合員①以外のもの  
（模定 § 8②1、法 § 18⑤1）
- ② この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの  
（模定 § 8②2、法 § 18⑤1）
- ③ この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人  
（模定 § 8②3、法 § 18⑤2）
- ④ この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人  
（模定 § 8②4、法 § 18⑤3）
- ⑤ 正組合員①、又は准組合員①、若しくは准組合員②と世帯を同じくするもの  
（模定 § 8備考④、法 § 18⑤1の2）
- ⑥ 水産業協同組合法施行令第11条第〇号のいずれかに規定する個人（漁協の利用を相当とする者）  
（模定 § 8備考⑤、法 § 18⑤1の2、法施行令 § 11①）  
第1号 水産物の流通、水産物の冷蔵、氷の生産又は流通に従事する者  
第2号 水産加工業、遊漁船業に従事する者  
第3号 漁協の行う事業に従事する者
- ⑦ この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者  
（常時従業員50人以下）  
（模定 § 8備考⑥、法 § 18⑤3の2）
- ⑧ この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合  
（模定 § 8備考⑦、法 § 18⑤4）

※1 漁業を営む漁民 : 水産動植物の採捕又は養殖の事業（継続的営利行為であること）  
を営む個人（漁業経営者）

※2 漁業に従事する漁民 : 漁業を営む漁民のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する個人（雇用関係者又は家族従事者）

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

（注）配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## (2)内水面漁協

※ 法 § 18②に規定される「内水面組合」

### 正組合員

- ①この組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が1年を通じて〇日(30日から90日までの内で定款で定めた日数)を超える個人(模定 § 8 備考①、法 § 18②1)
- ②この組合の地区内に住所を有する漁業生産組合(模定 § 8①2、法 18①2)
- ③この組合の地区内に住所又は事業場を有し、漁業を営む法人(模定 § 8①3、法 § 18①3)

### 准組合員

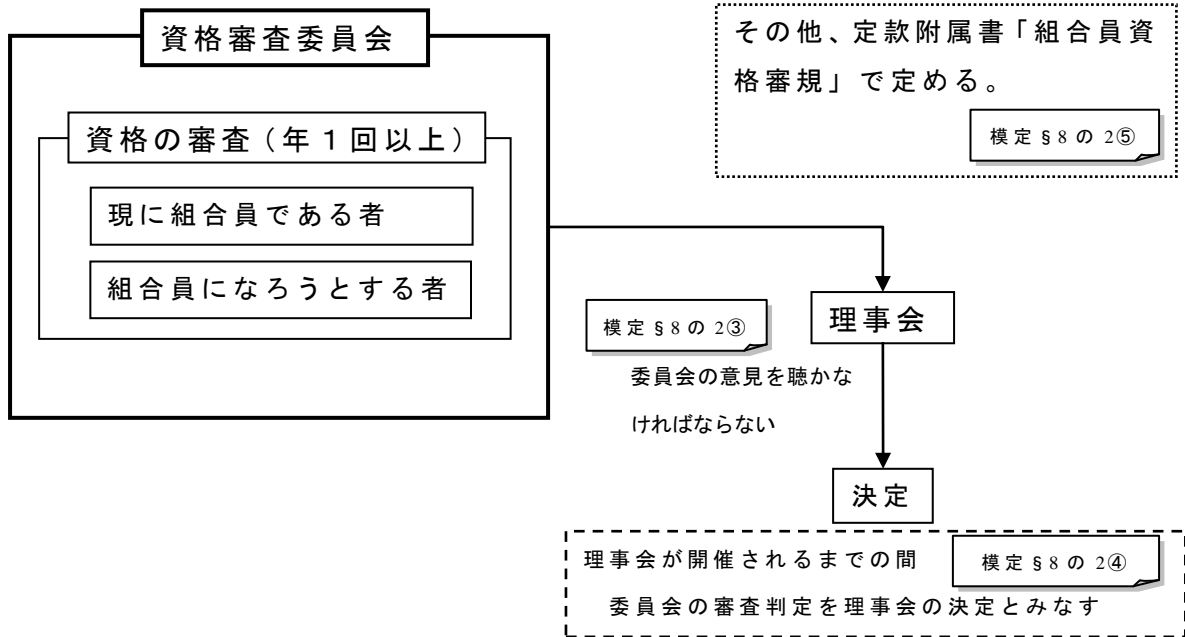
定款で定めることにより、  
准組合員とすることができるもの

- ①この組合の地区内に住所を有する漁民で、正組合員①以外のもの  
(模定 § 8②1、法 § 18⑤1)
- ②この組合の地区内に住所を有しない漁民で、その営み又は従事する漁業の根拠地がこの組合の地区内にあるもの  
(模定 § 8②2、法 § 18⑤1)
- ③この組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人  
(模定 § 8②3、法 § 18⑤2)
- ④この組合の地区内に住所又は事業場を有する個人又は常時使用する従業者の数が300人以下の法人  
(模定 § 8②4、法 § 18⑤3)
- ⑤正組合員①、又は准組合員①、若しくは准組合員②と世帯を同じくするもの  
(模定 § 8 備考④、法 § 18⑤1の2)
- ⑥水産業協同組合法施行令第11条第〇号(次のいずれか)に規定する個人(漁協の利用を相当とする者)  
(模定 § 8 備考⑤、法 § 18⑤1の2、法施行令 § 11①)  
第1号 水産物の流通、水産物の冷蔵、氷の生産又は流通に従事する者  
第2号 水産加工業、遊漁船業に従事する者  
第3号 漁協の行う事業に従事する者
- ⑦この組合の地区内に住所又は事業場を有する遊漁船業を営む者(常時従業員50人以下)  
(模定 § 8 備考⑥、法 § 18⑤3の2)
- ⑧この組合の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合  
(模定 § 8 備考⑦、法 § 18⑤4)

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## 7 組合員の資格の審査

模範 § 8 の 2



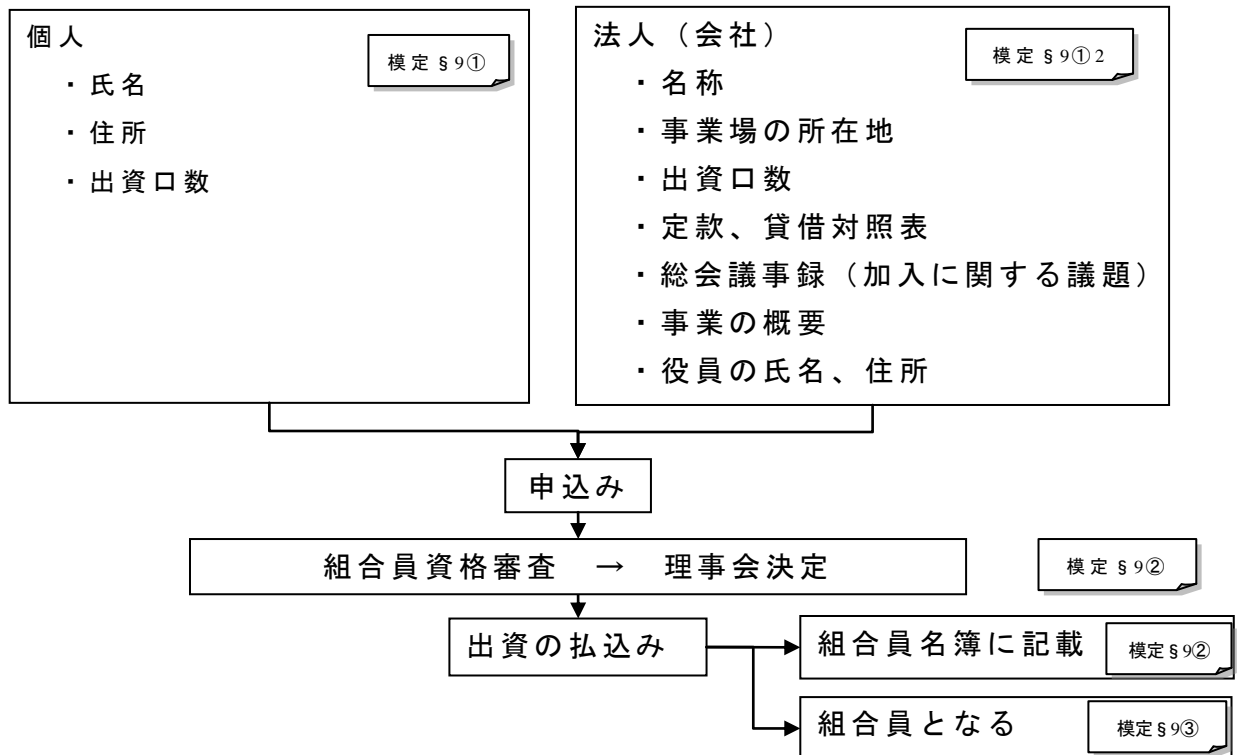
※ 定款附属書 組合員資格審規も参照のこと。

メモ欄

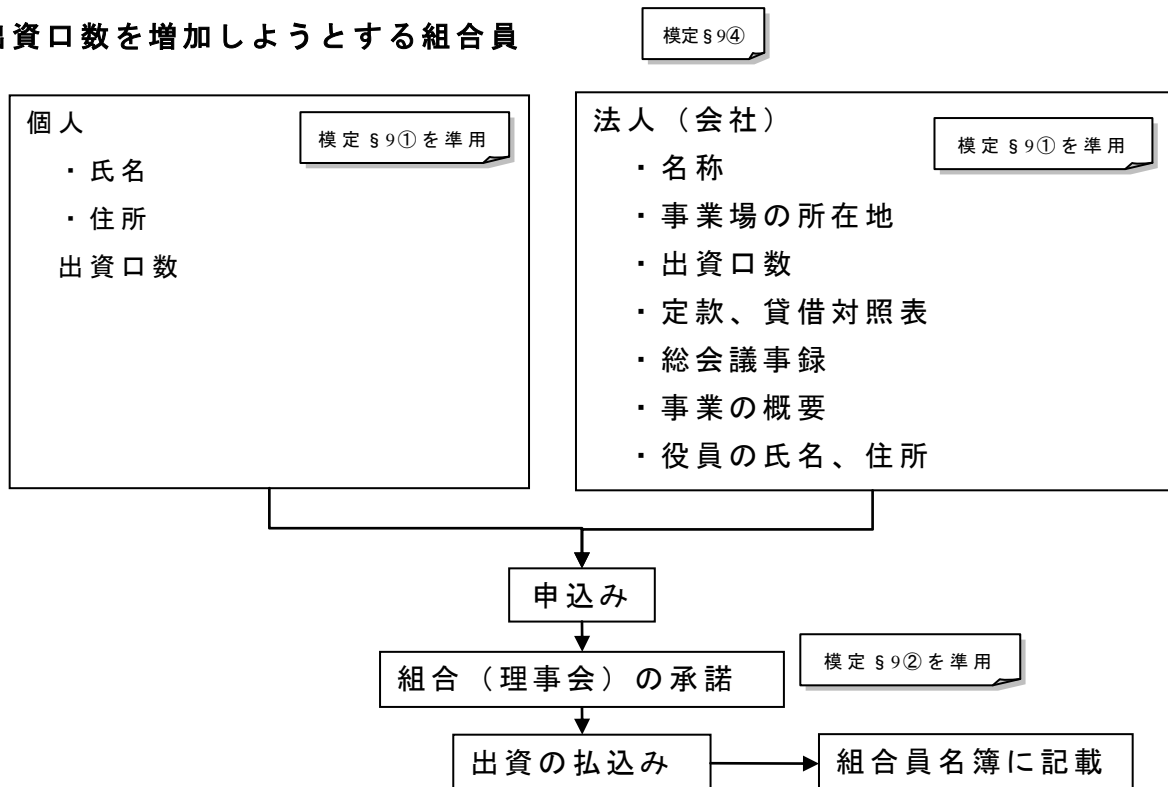
※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## 8 加入等の手続き

### (1) 組合員になろうとする者



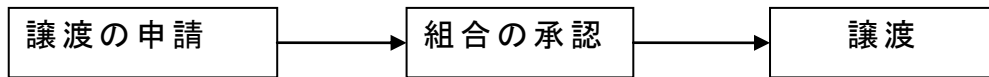
### (2) 出資口数を増加しようとする組合員



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

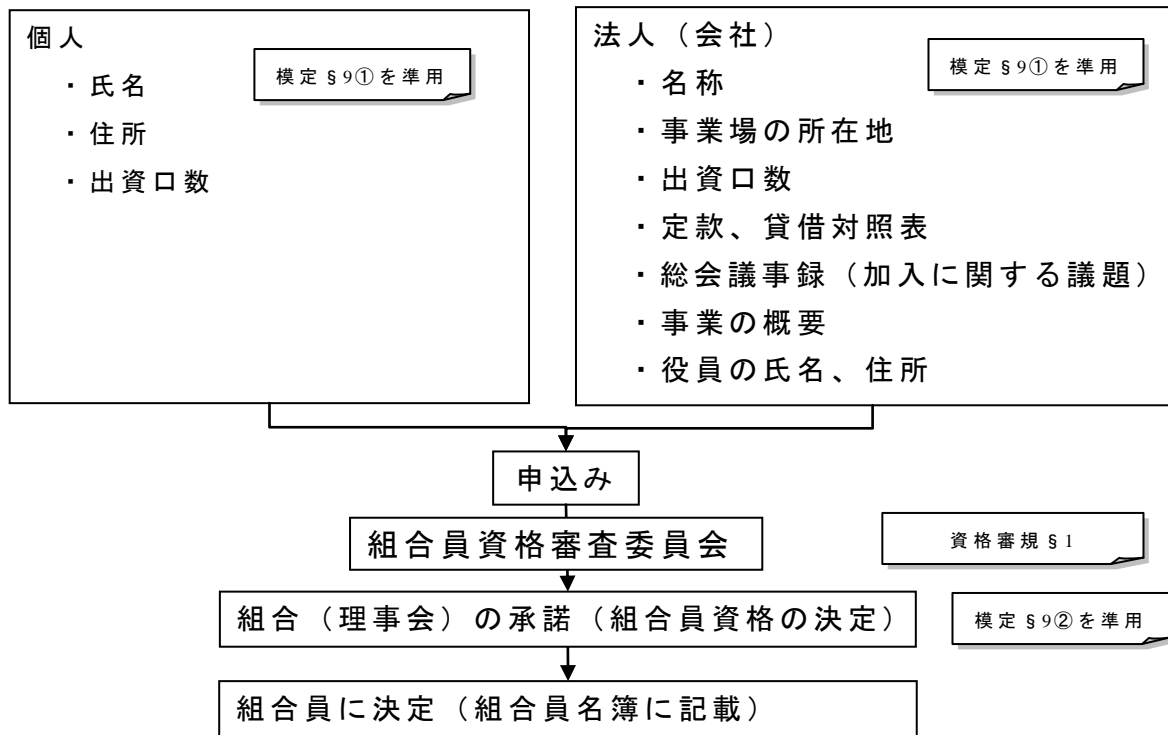
## 9 持分の譲渡

### (1) 組合員が持分を譲渡する場合 模定 § 10

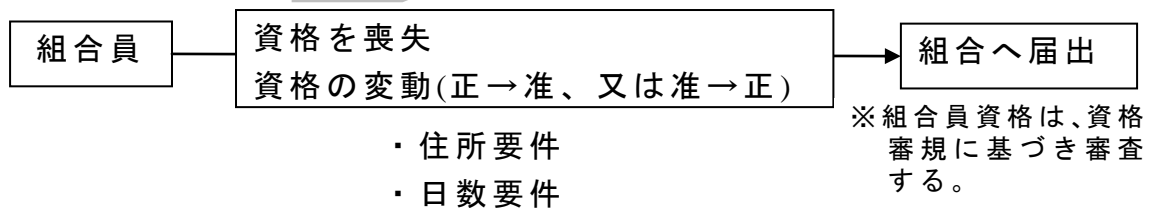


模定 § 10②

### (2) 組合員でない者が持分を譲り受けて新たに組合員となろうとする場合



## 10 資格喪失等の届出 模定 § 11



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## 11 相続による加入

模定 § 12

死亡した組合員の法定相続人であっても、無条件に組合員になれるわけではない。

※ 16-(1)を参照

## 12 加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止

模定 § 13

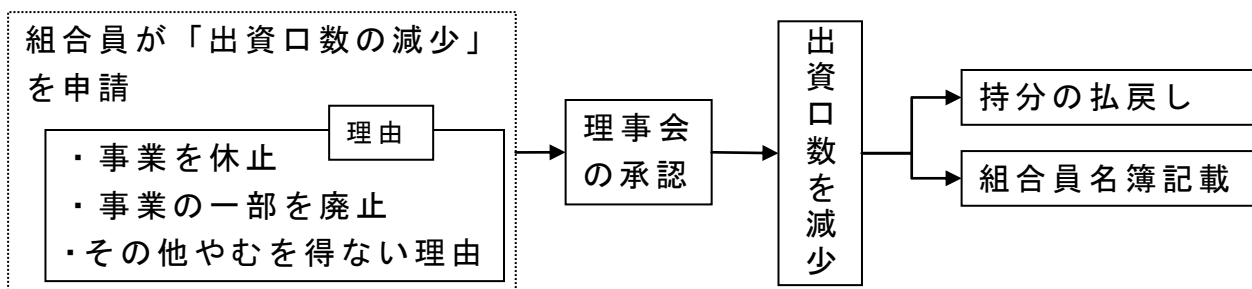
総会招集通知日

総会が終了した日

この間の加入や持分譲渡は禁止（相続による加入の場合を除く）

## 13 出資口数の減少

模定 § 17



## 14 出資義務

模定 § 18

組合員の出資義務

最低 → 1口以上  
最大 → 定款で定める口数

## 15 出資一口の金額と払込方法

模定 § 19

出資一口の金額〇〇円、全額を一括払い。

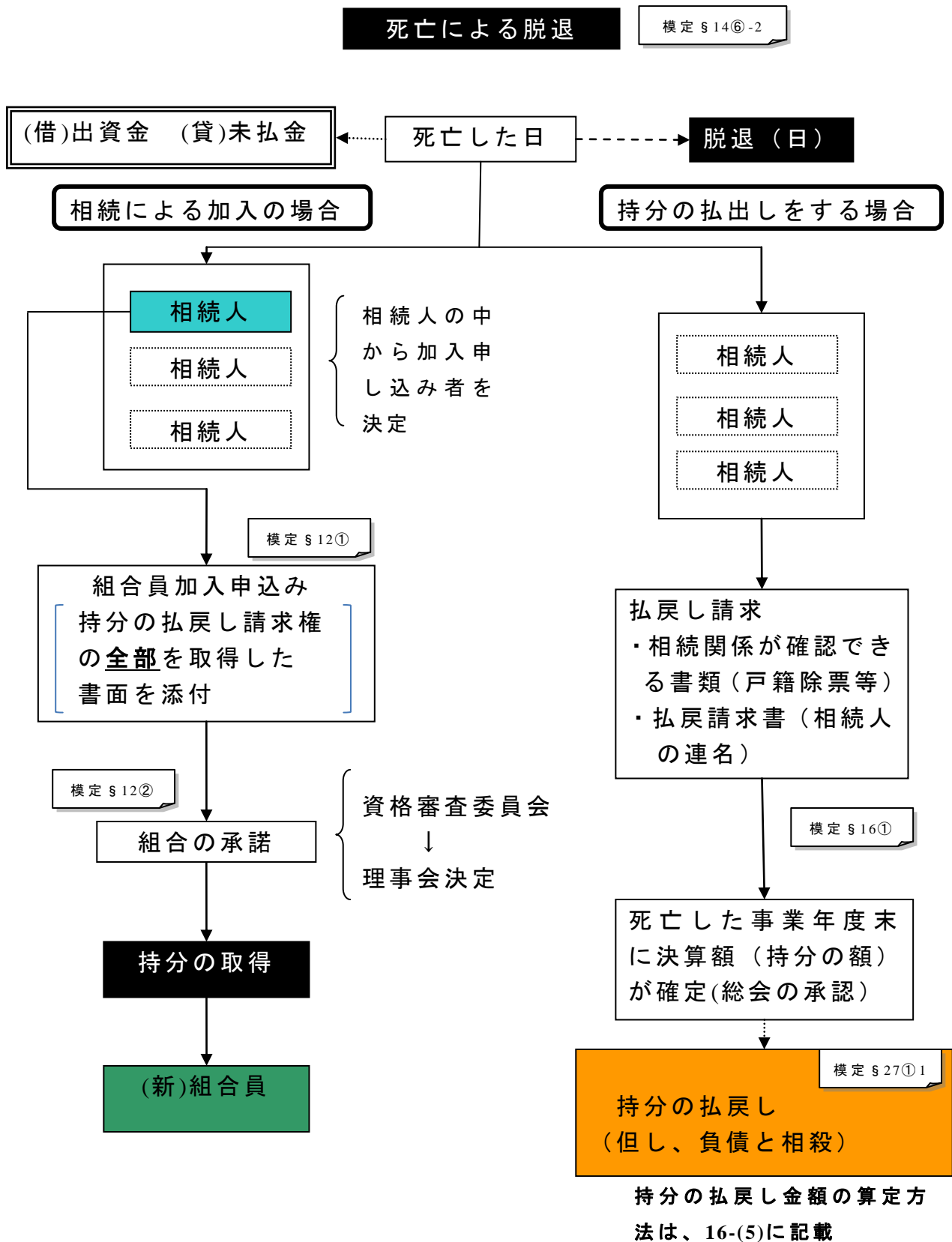
出資金は（組合員への経済事業未払金等と）相殺して支払うことはできない。

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

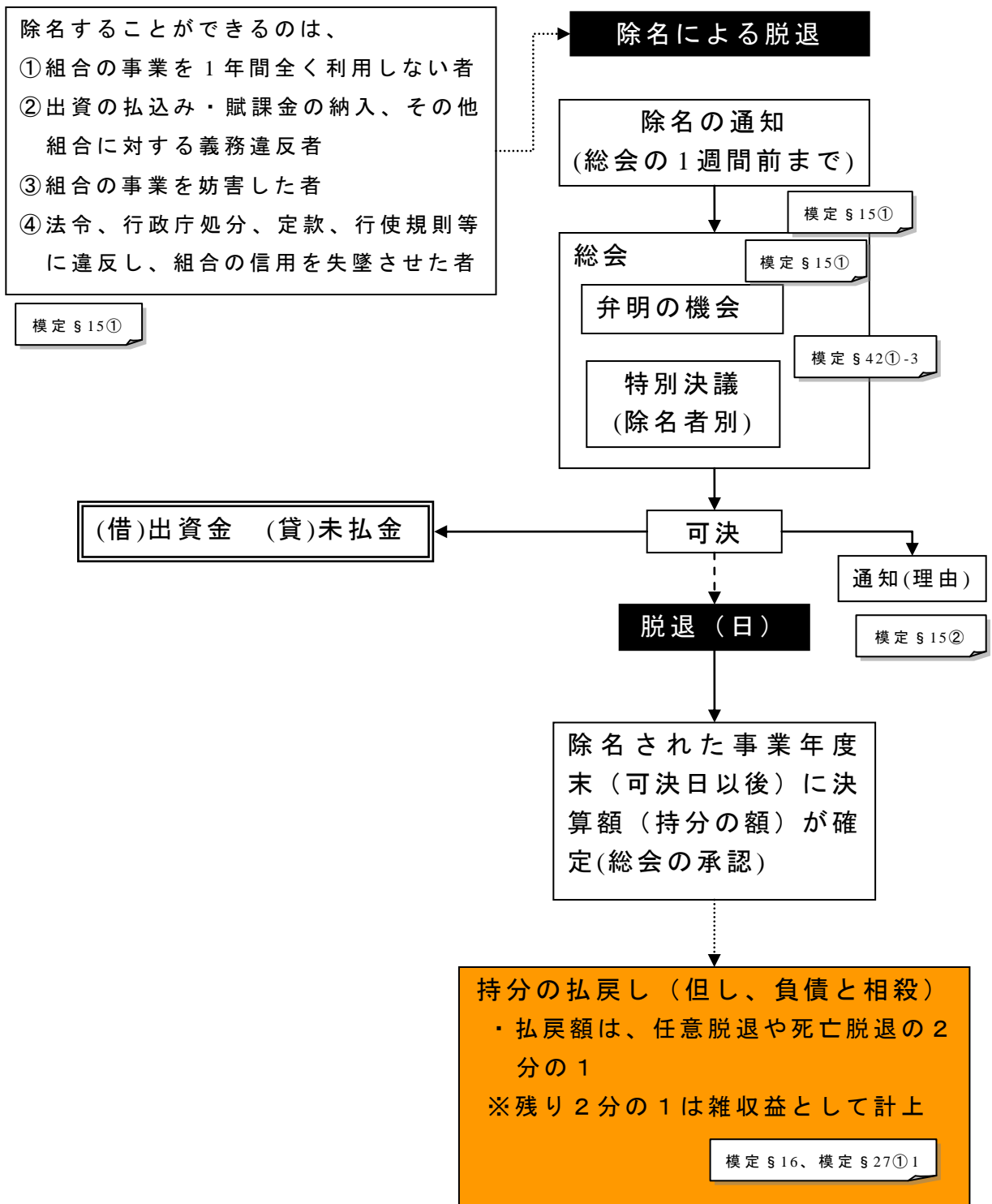
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

(1) 死亡



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## (2)除名



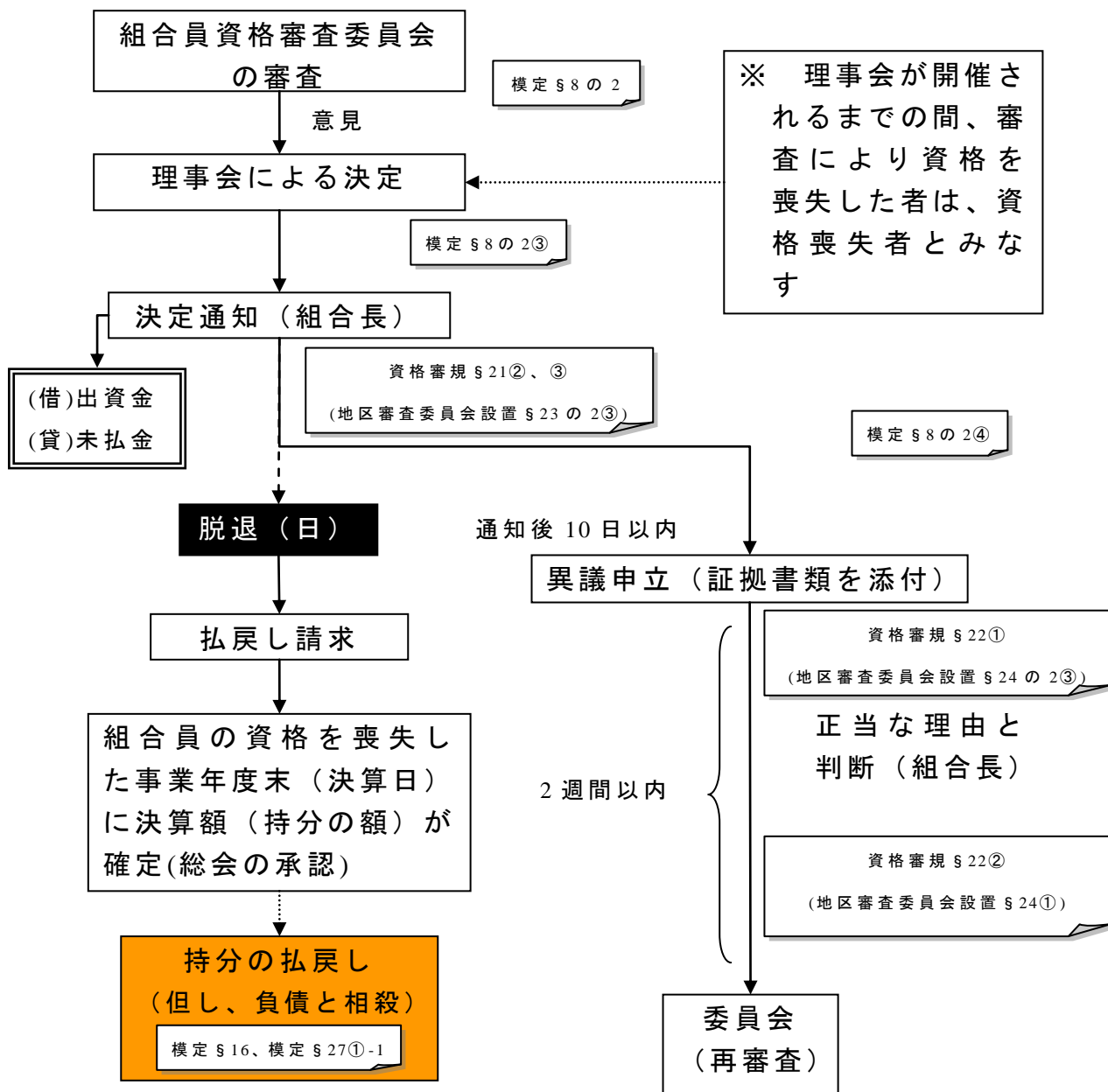
持分の払戻し金額の算定方法は、16-(5)に記載

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。



### (3) 組合員たる資格の喪失（組合員資格審査）

#### 組合員たる資格の喪失による脱退 （組合員資格審査）

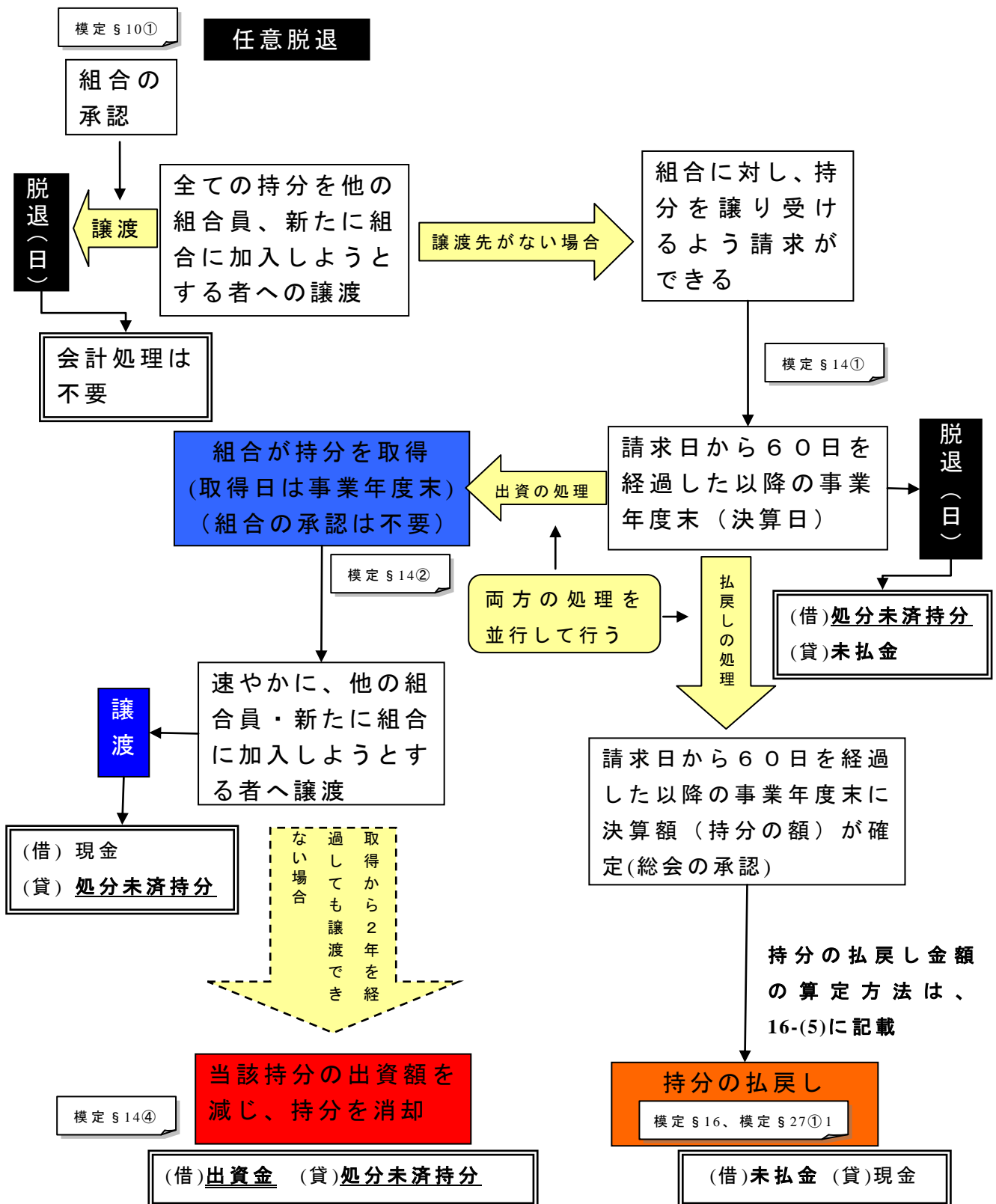


持分の払戻し金額の算定方法は、16-(5)に記載

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

(4) 任意脱退（予告脱退）

模定 § 14

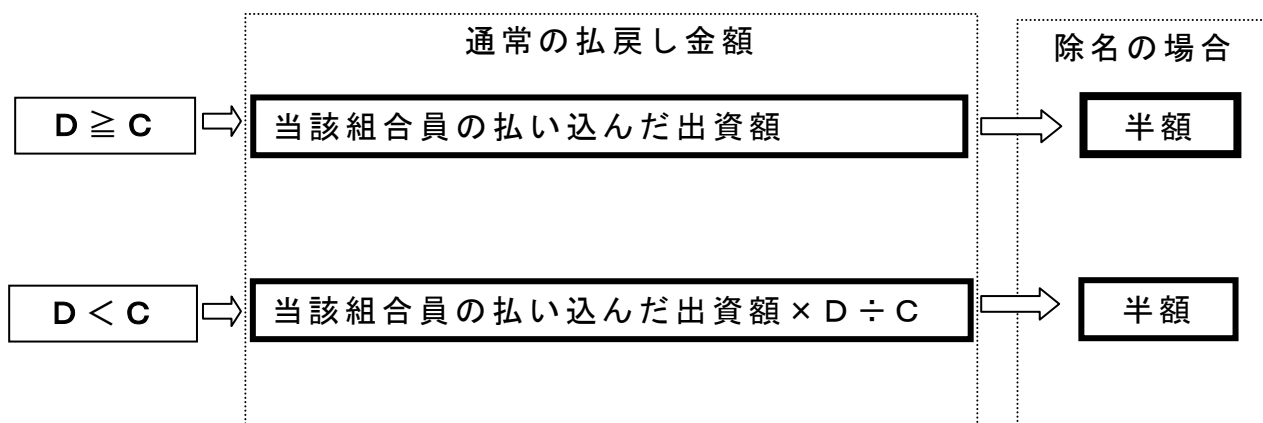


※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

(5) 持分の払戻し金額の算定方法

模定 § 16

模定 § 27①



※ 計算に用いる金額：1円未満は切捨て

※ C, Dについては、以下を参照ください。

貸借対照表（総会で承認されたもの）

・ 脱退した事業年度末以降の決算

但し、任意脱退の場合は60日を経過した日以後に到来する事業年度末

（資産の部）		（負債の部）	
1		.	
2		.	
.		.	
.			
.		負債の部 合計	B 円
.		出資金	} 出資金の 合計 C 円
.		回転出資金	
.		.	
		.	
		純資産の部 合計	D (= A - B)
資産の部 合計	A 円	負債及び純資産 の部 合計	A 円

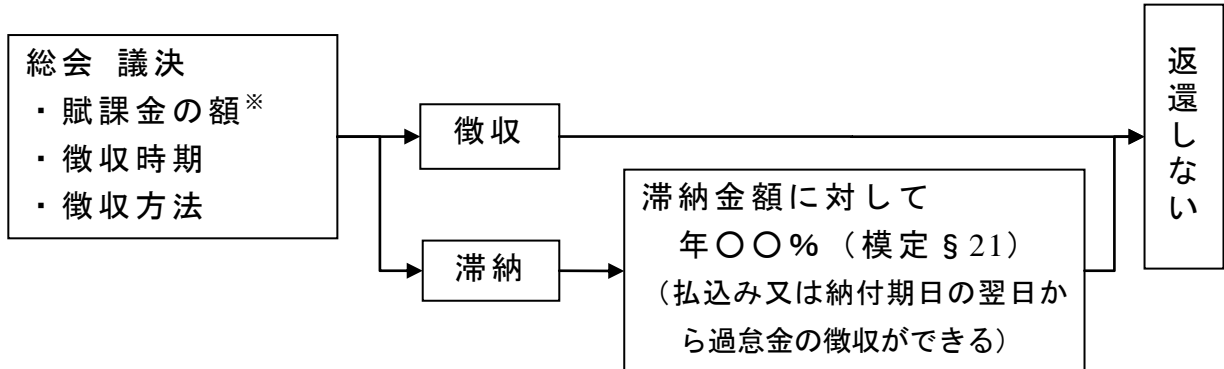
※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## 17 賦課金

模定 § 20

経費を賦課の対象とすることができる事業（定款の定めが必要）

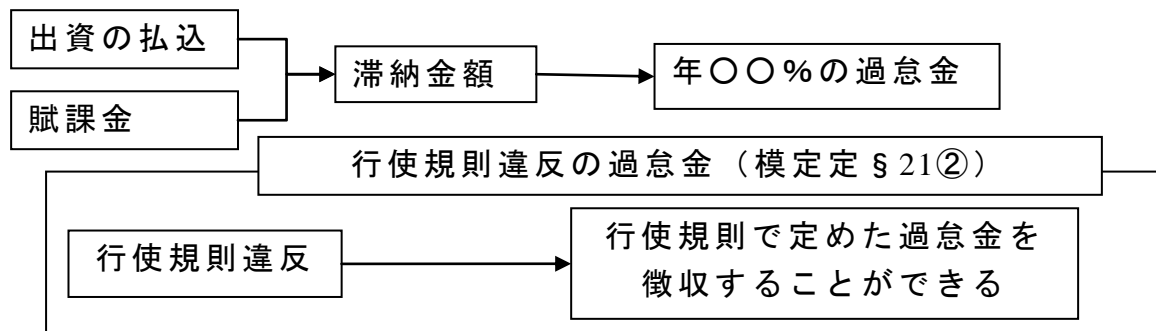
- ・ 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- ・ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- ・ 漁場の利用に関する事業
- ・ 船だまり、船揚場、魚礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- ・ 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- ・ 組合員の福利厚生に関する事業
- ・ 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般情報の提供
- ・ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ・ 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん
- ・ これらの事業に附帯する事業



※ 事業計画(案)において賦課金の算出根拠を示すことが適当

## 18 過怠金

模定 § 21



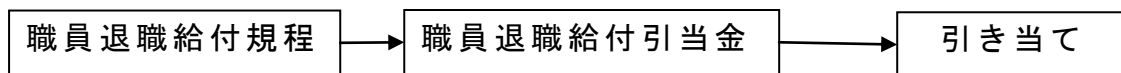
模定 § 22

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

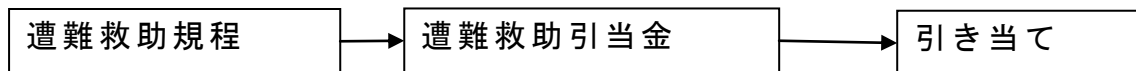
## 19 職員退職給付引当金



※理事会議決事項

## 20 遭難救助引当金

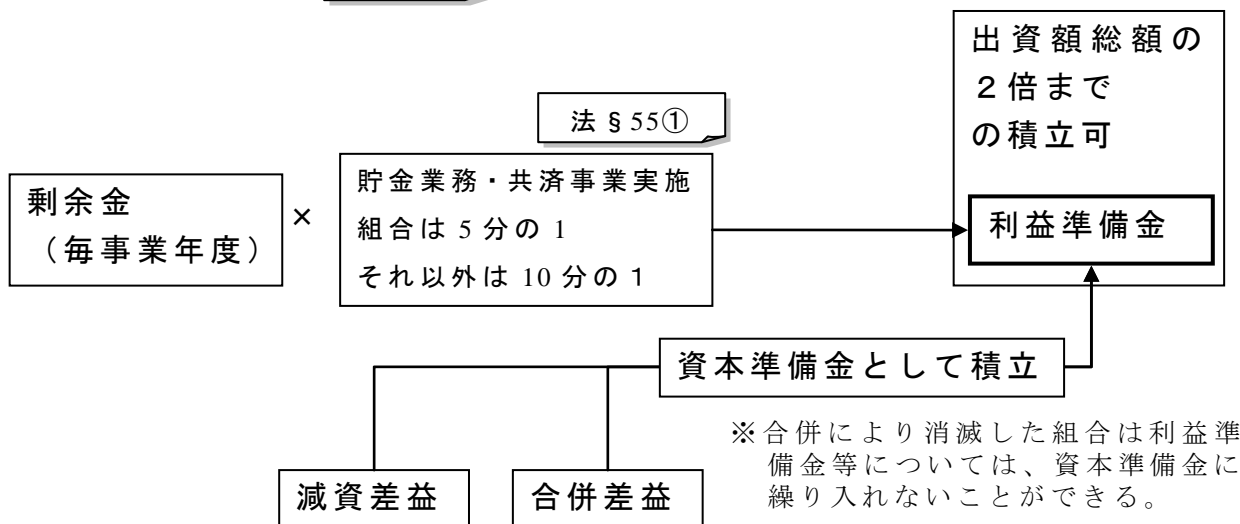
模定 § 23



※総会議決事項

## 21 法定準備金

模定 § 24



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## 22 教育情報繰越金

模定 § 25

### 対象となる事業

- ・ 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- ・ 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般情報の提供

剰余金  
(毎事業年度)

$$\times \frac{1}{20} \text{ 以上}$$

教育情報事業資金  
〇〇〇円

翌事業年度に繰り越すものとする

### 業務報告書に記載

#### 剰余金処分案

1 当期末剰余金	×, ×××円
2 任意積立金取崩額	×, ×××円
3 剰余金処分類	×, ×××円
4 次期繰越剰余金	×, ×××円

(注) 1 . . . (略)

2 . . . (略)

3 . . . (略)

4 次期繰越剰余金に含まれる、法第 55 条第 7 項に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額 (いわゆる教育情報資金) は、〇〇〇円である。

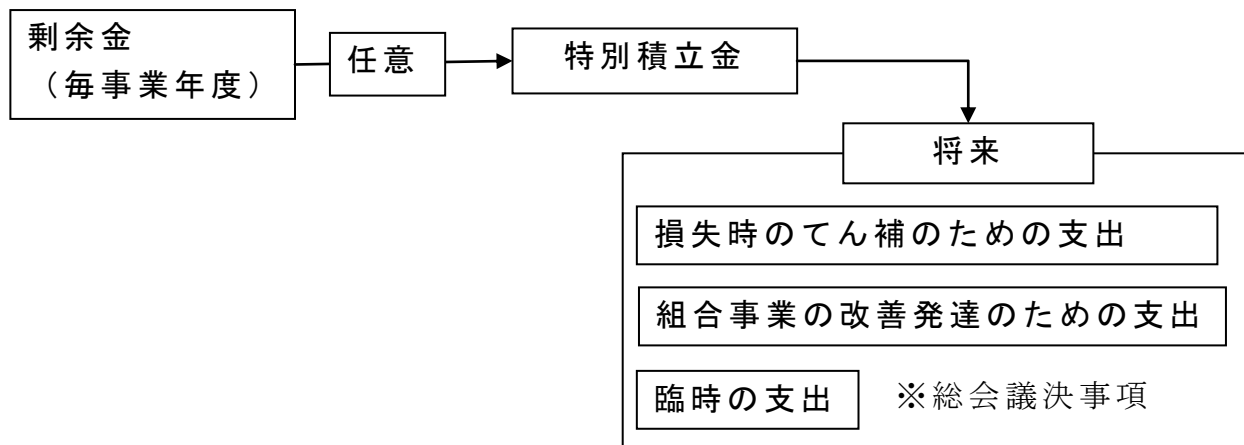
※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## 23 特別積立金

模定 § 26



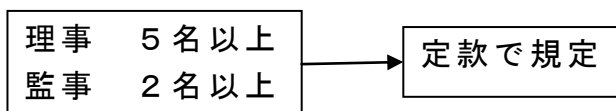
## 24 持分の算定

模定 § 27

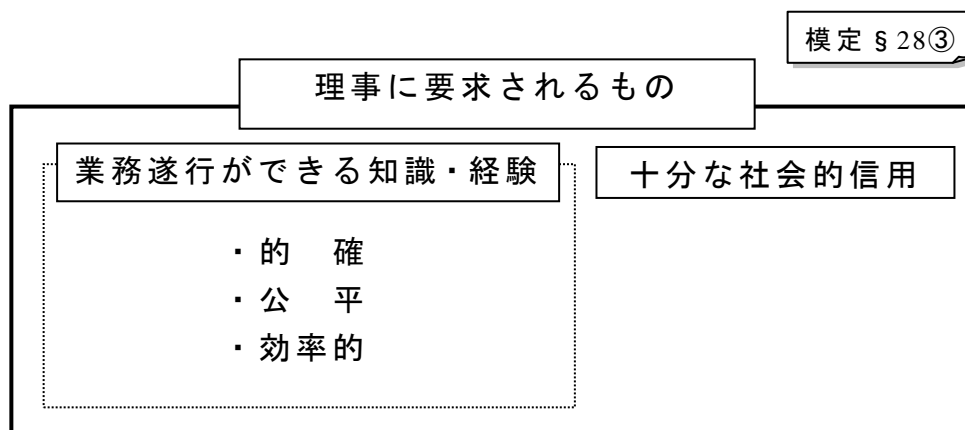
※16－(5) を参照 (一部省略)。

## 25 役員

### (1) 役員の数



模定 § 28 備考②、法 § 34②



※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## (2) 役員の資格

### 役員となる資格を有しないもの

- ・ 未成年者
- ・ 法人
- ・ 成年被後見人<sup>※1</sup>・ 被保佐人<sup>※2</sup>
- ・ 法 34 条の 4 第 1 項第 3 号に定める者（会社法、中間法人法、民事再生法、破産法関連で特定の規定違反や罪を犯した者、受刑した者等。）
- ・ 禁固以上の刑に処せられている者(執行猶予中は除く)
- ・ 暴力団員等
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権していない者<sup>※3</sup>

模定 § 28 の 2、法 § 34 条の 4

※1 精神上の障害により判断能力を欠く常況にある者として家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者

※2 「精神上の障害に因り事理を弁識する能力が著しく不十分なる者」で、家庭裁判所により保佐開始の審判を受けた者をいう(民法第 11 条)。

※3 共済事業を行わない組合は削除できる。

(注) 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。法 § 34 条の 5⑤

## (3) 役員の選挙・選任

### 理事

理事の定数の 3 分の 1 以下は正組合員以外の者から選挙（選任）できる。

模定 § 29②、法 § 34⑩

### 選任により役員を選出する組合

### 監事

総会において、監事の選任について、意見を述べることができる。

模定 § 29 備考②

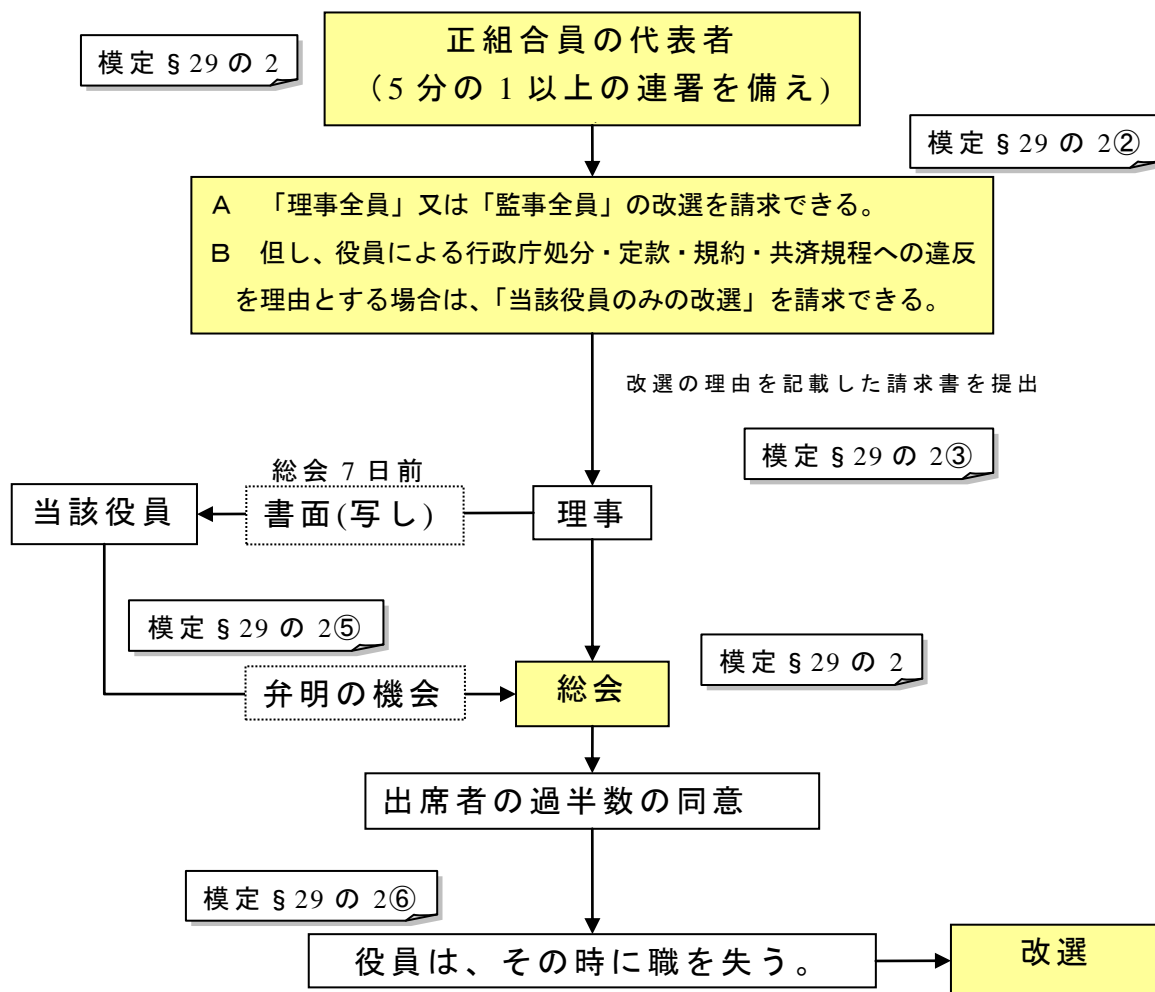
※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

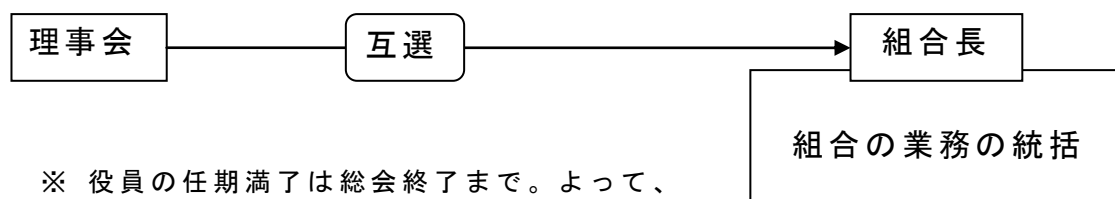


#### (4) 役員の変更請求



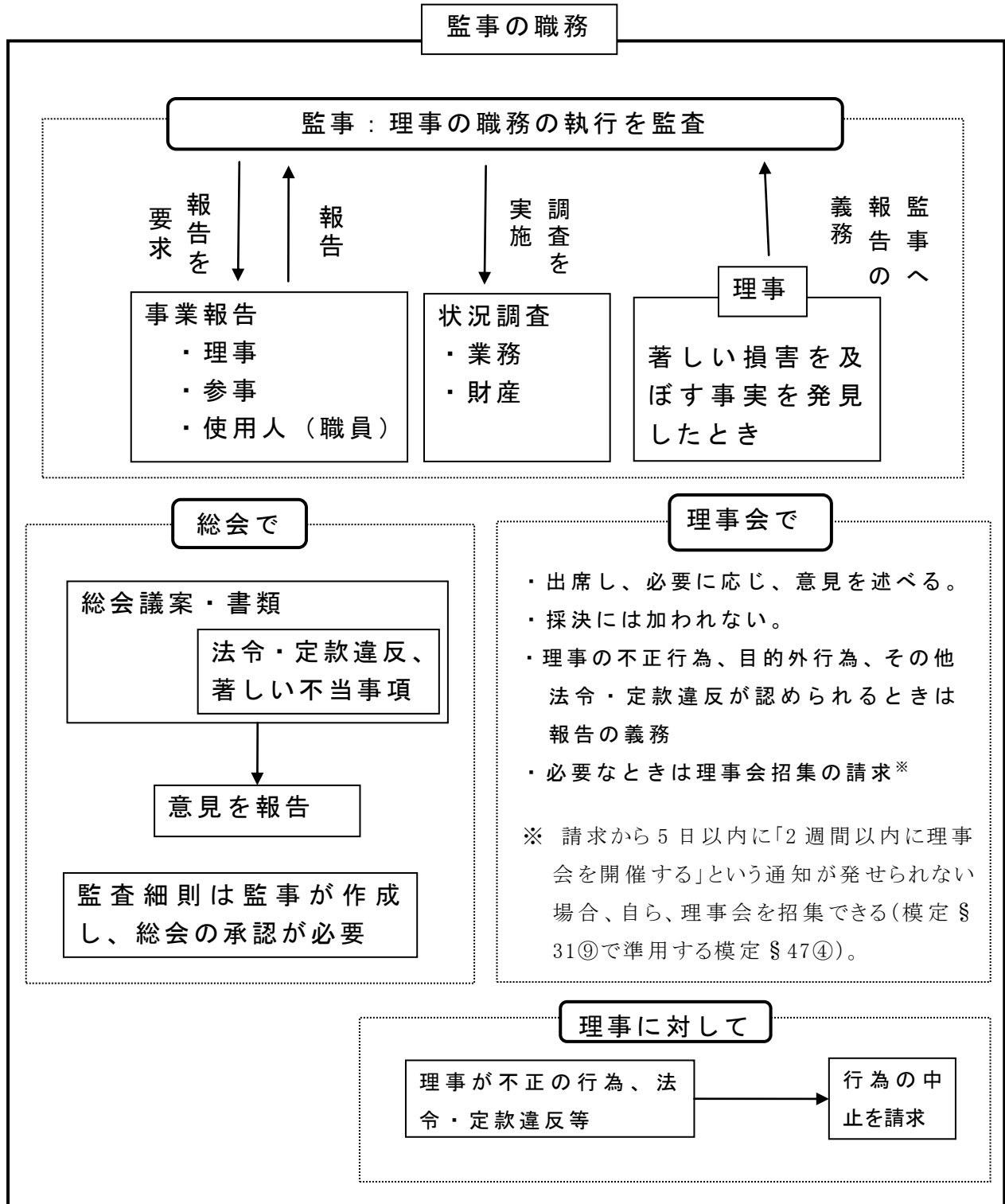
#### (5) 組合長

模定 § 30



※ 役員任期満了は総会終了まで。よって、  
新役員改選に伴う組合長の互選は、総会終  
了以降に行う。

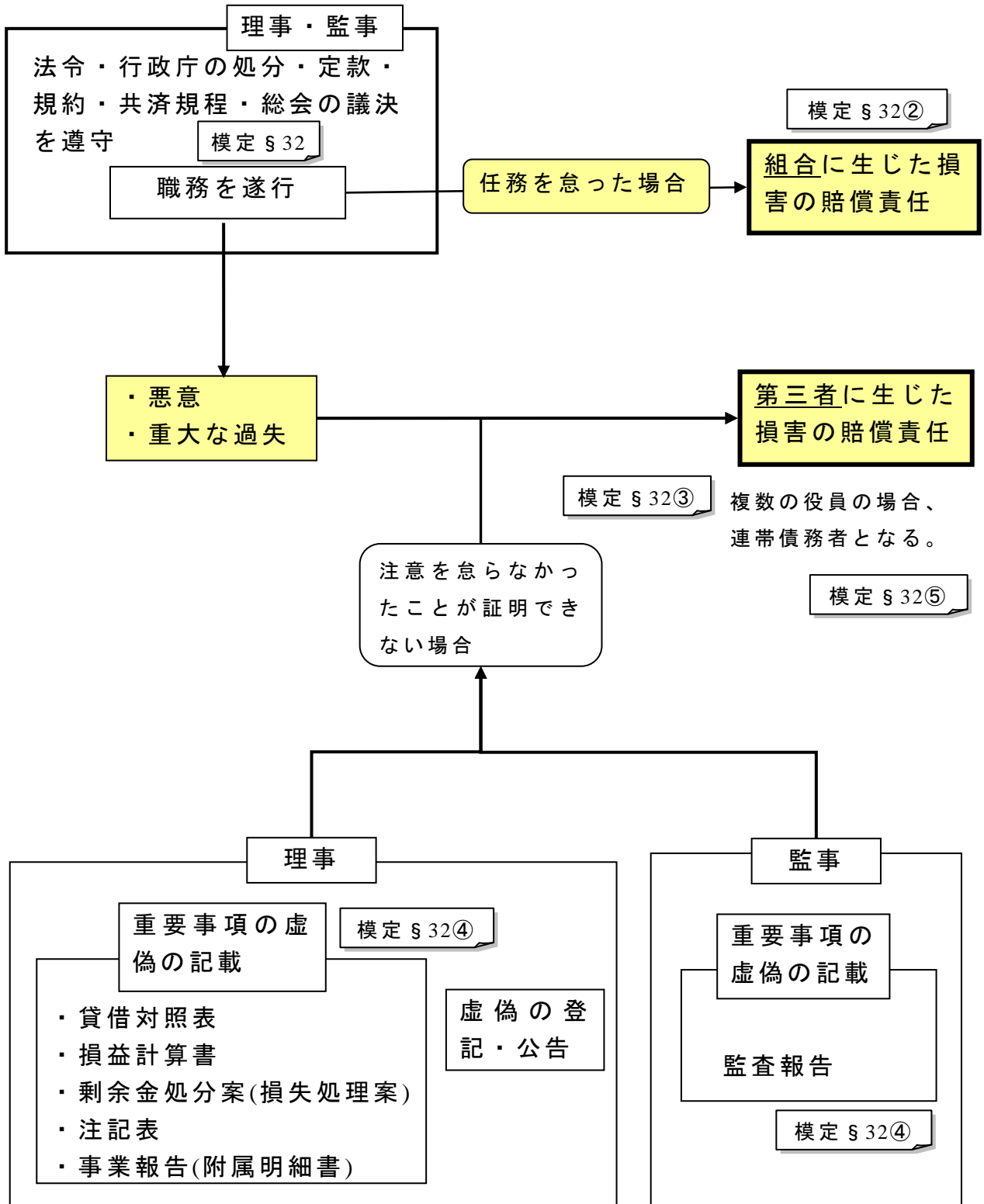
※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。 三訂版 H26.10.1

(7) 役員の責任

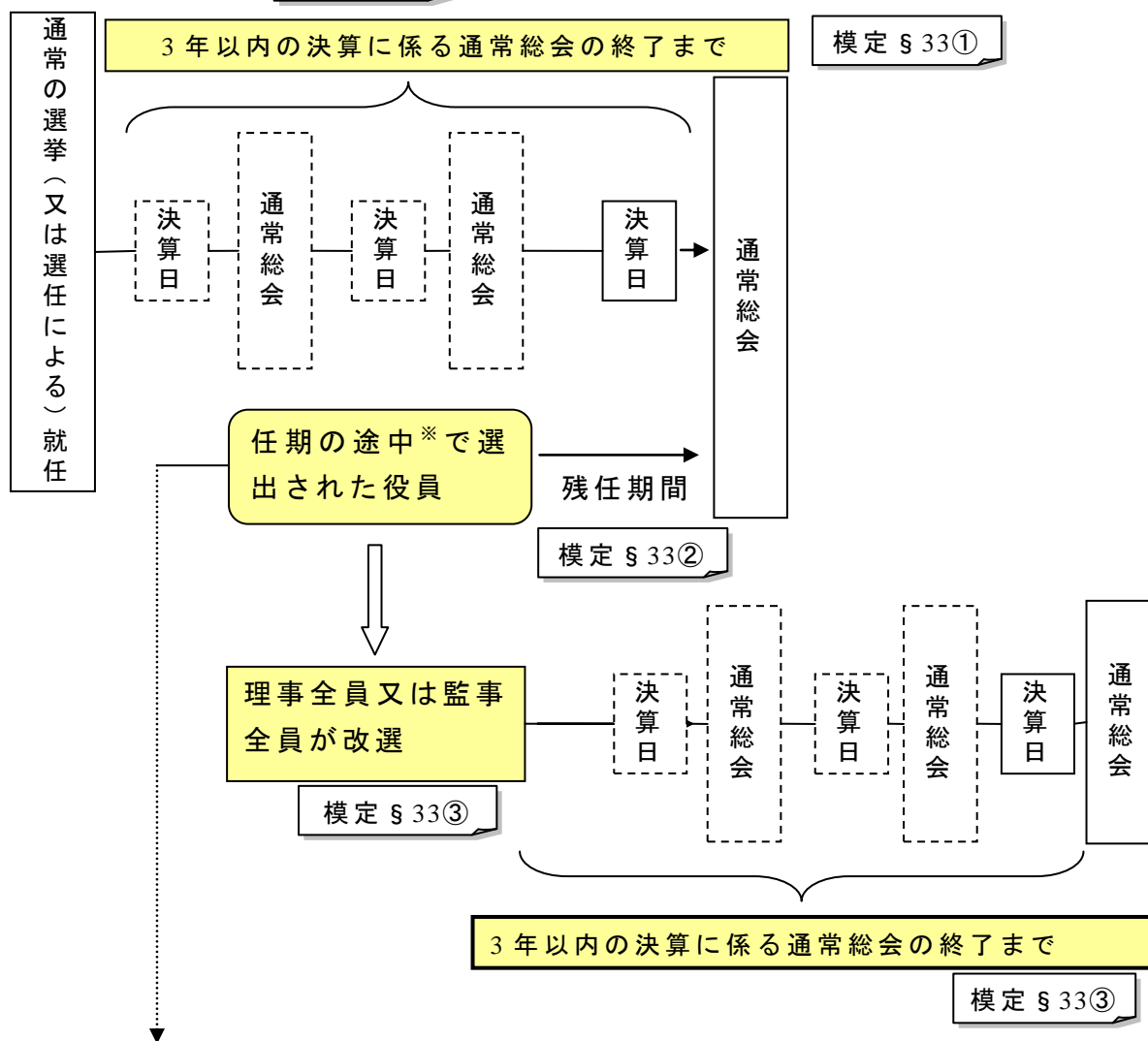
模定 § 32



※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## (8) 役員の任期

模定 § 33



### ※ 該当するケース

- ・ 辞職や役員の数を増加（補欠選挙を行うもの）
- ・ 組合員からの役員の変更又は解任請求に基づき総会で承認（法 § 42）
- ・ 法令等の違反に対する行政庁の措置命令違反に伴う変更の命令（法 § 124②）
- ・ 組合員からの法令等違反を理由とした当選（又は決議）の取り消しの請求に基づく、行政庁による取り消し（法 § 125）

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

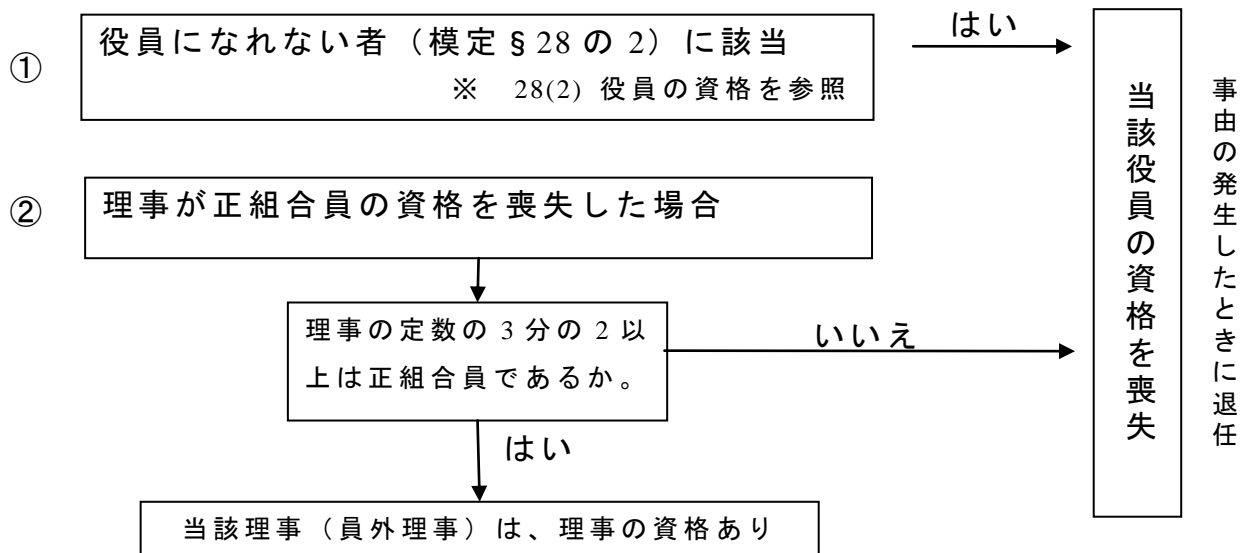
(9) 任期满了又は辞任により役員の数に欠いた場合の当該役員の数

新たな役員が就任するまでは、当該役員（任期满了又は辞任した役員）は、役員としての権利義務・責任を有する。

模定 § 33④

(10) 任期中における役員の数

模定 § 34



※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## (11) 役員報酬

※役員退任慰労金も役員報酬としての取扱いになります。

### ① 理事の役員報酬

法 § 39 の 4①、会社法 § 361 を準用

- 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として漁協から受け取る財産上の利益（「報酬等」という。）

次に掲げる事項は、定款に定めていないときは、総会の決議によって定める。

- A 報酬等のうち額が確定しているもの → その額
- B 報酬等のうち額が確定していないもの → その具体的な算定方法
- C 報酬等のうち金銭でないもの → その具体的な内容

### 総会議案への記載義務

法施行規則 § 171①、②

- 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

① A、B、Cについては

→ 算定の基準（金額、算定方法、具体的な内容）

② 議案が2人以上の役員についての定めであるとき

→ 当該定めに係る理事の人数

③ 退職慰労金に関するものであるとき

→ 退職する各理事の略歴

- 一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを理事その他の第三者に一任するとき

→ 当該一定の基準の内容を記載（注記表）



各理事の配分は、理事で協議して決定

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## ② 監事の役員報酬

法 39 の 5⑤、会社法 387 を準用

- 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないとき  
→ 総会の決議

各監事の配分は、監事で協議して決定

### 総会議案への記載義務

法施行規則 § 172

- 総会参考書類への記載事項及び注記表については理事の内容に準じる。

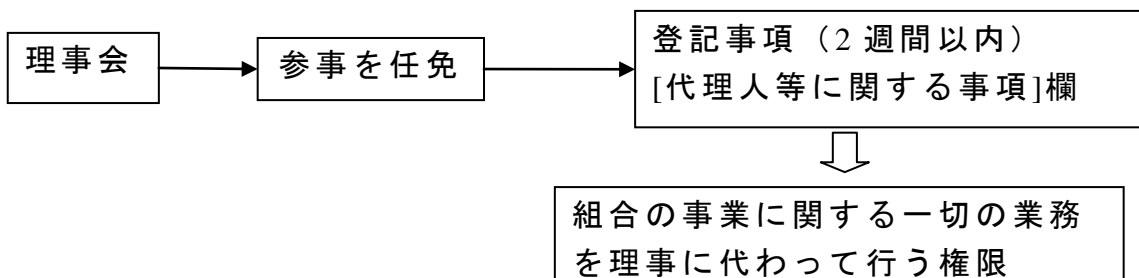
このほか、監事が監事の報酬等に関し意見があるとき

↓  
その内容を記載

## 26 参事・会計主任

法 § 45、模定 § 35

### (1) 参事



### (2) 会計主任

#### 業務及び責任

[業務] 財務、会計の事務処理

[責任] 財務、会計の帳簿・証拠書類等の保管  
金銭の出納、保管

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

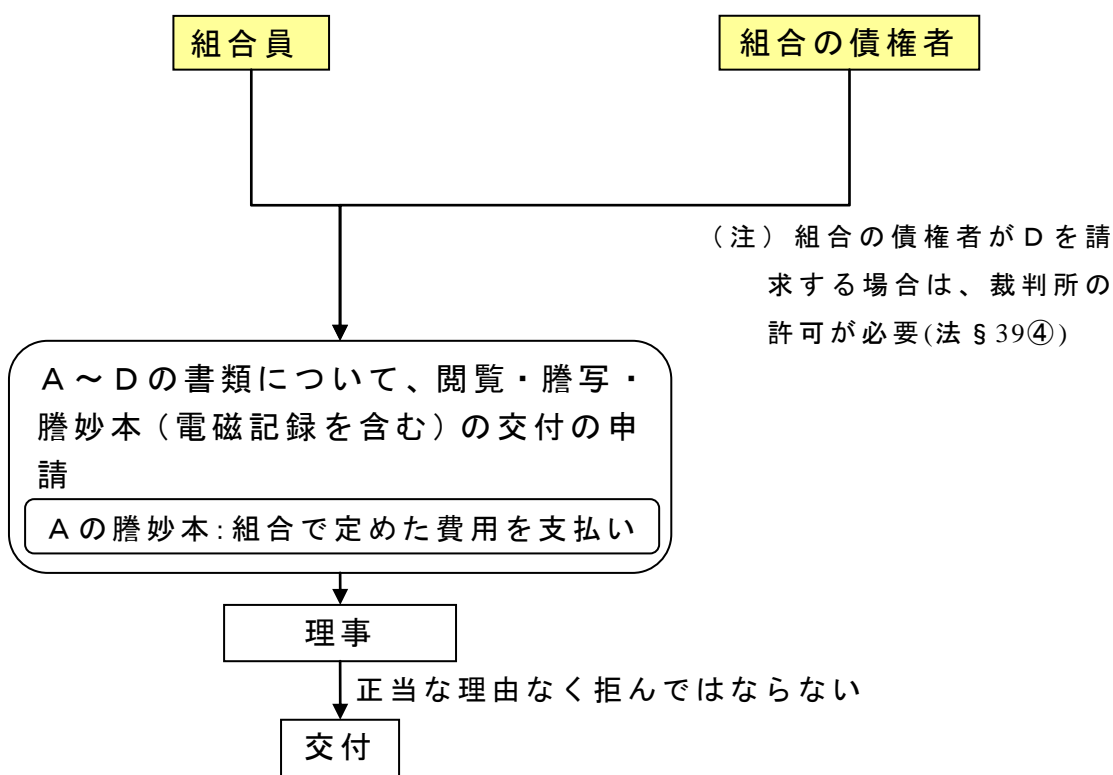
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

27 定款その他の書類の備付け及び閲覧等

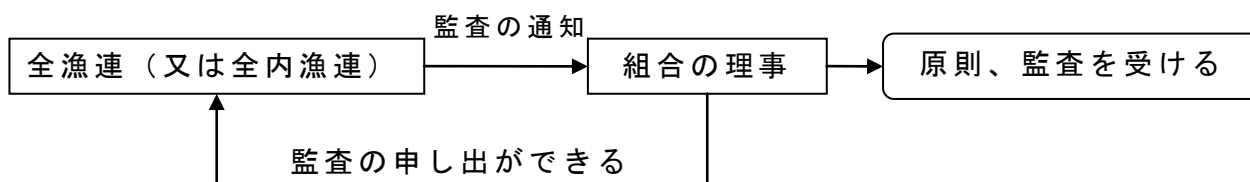
模定 § 35 の 2

	書類名	(主)事務所	(従)事務所	保存年限等	備考
A	定款	○	○	(最新)	要県認可
	規約	○	○	(最新)	要総会承認
	共済規程	○	○	(最新)	要県認可
	行使規則	○	○	(最新)	要県認可
	遊漁規則	○	○	(最新)	要県認可
	資源管理規程	○	○	(最新)	要県認可
	育成水面管理規則	○	○	(最新)	要県認可
B	組合員名簿	○	---	(最新)	
C	総会議事録	○	○	(主) 10年	
D	理事会議事録	○	○	(従) 謄本 5年	



28 連合会監査への協力

模定 § 36

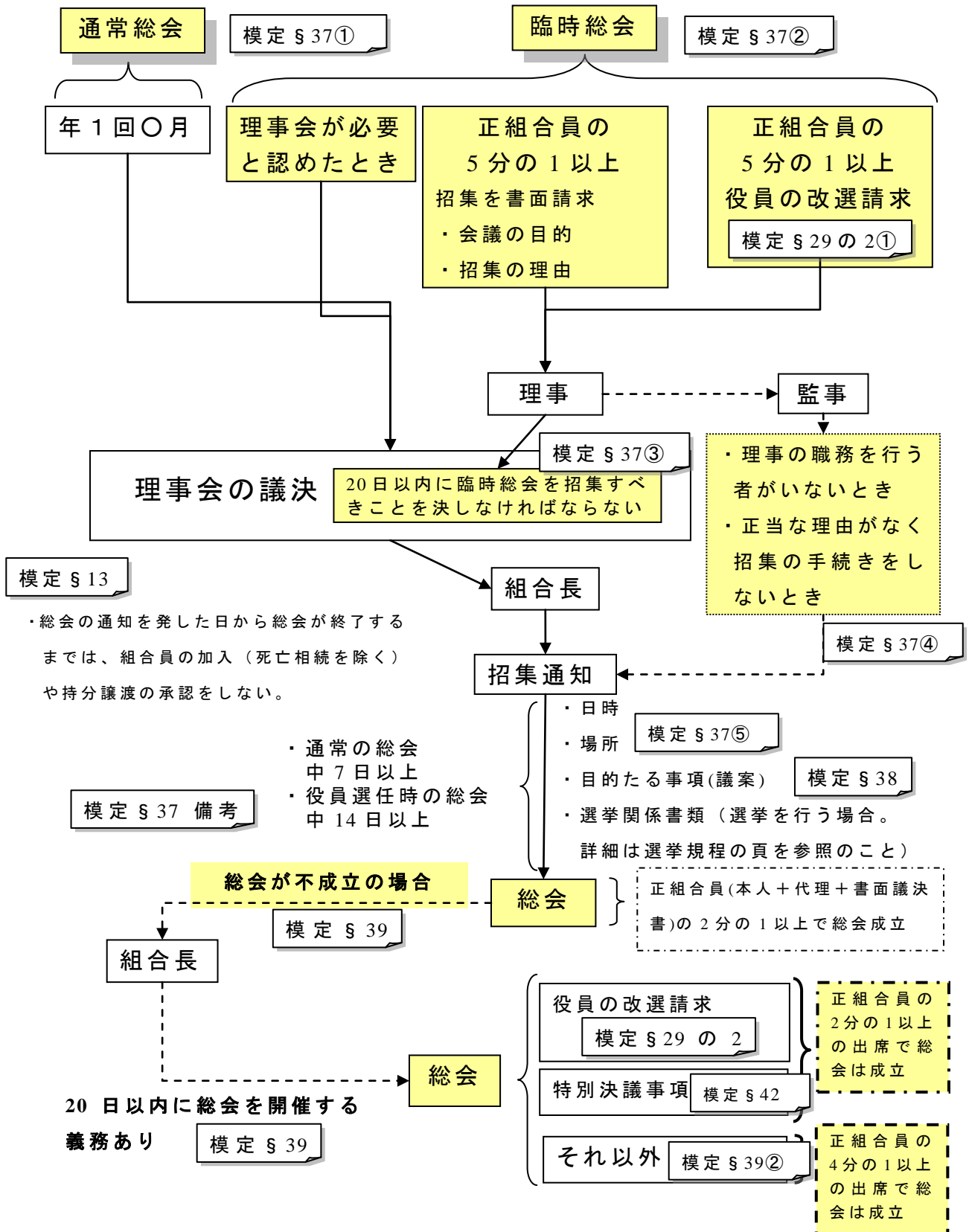


※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。



## 29 総会

### (1) 総会の招集と総会の成立



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## (2) 総会の議決事項とされているもの

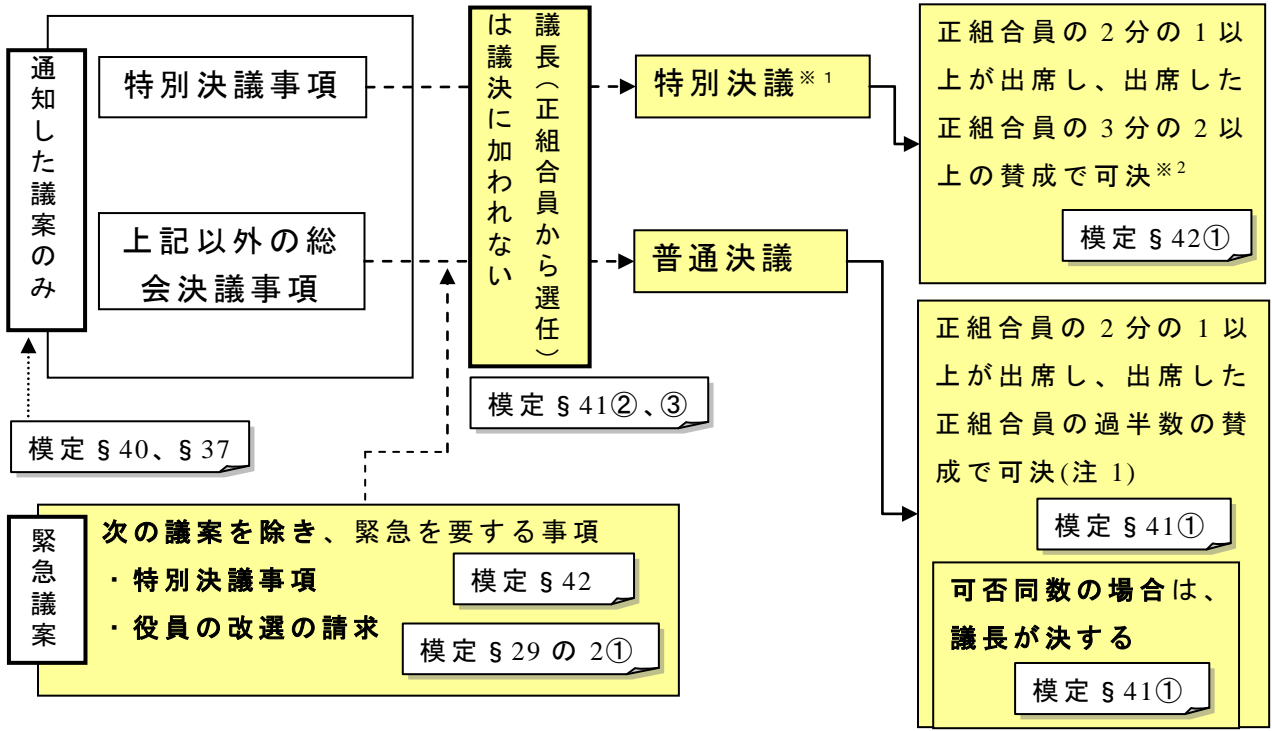
項 目	普通決議	特別決議	備考
定款の変更		○	
組合の解散・合併 ※法 § 69 の 2 に基づき行う合併は、総会の議決は不要。理事会で合併を決議。法 § 69 の 2③ に基づく公告又は組合員への通知を行う。 模定 § 42②		○	
組合員の除名		○	模定 § 42①
組合の事業の全譲渡		○	
事業の全譲渡、特定の事業（信用・購買・販売・保管・加工・共済）の全部の譲渡、共済契約の全部の移転		○	
漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更		○	模定 § 38
行使規則の制定・変更・廃止		○	
役員（模定 § 32②）の減免		○	
共済契約の契約条件の変更（法 § 17 の 2）	(5)特別決議の特例（模定 § 42 の 2）参照	○	
規約・資源管理規程・信用事業規程・共済規程の設定・変更・廃止	○		
中長期事業計画の設定・変更	○		
毎事業年度の事業計画の設定・変更	○		
毎事業年度内の借入金の最高限度額	○		
理事の報酬、監事の報酬（区別すること）	○		
毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）、注記表及び事業報告	○		
事業（信用・購買・販売・保管・加工・共済など）の一部の譲渡、共済規程の一部の移転	○		
信用事業の全部・一部の譲受（法 § 54 の 3 の規定に基づく場合は、理事会で議決し、法 § 54 の 4 の内容を告示）	○		
漁業権（物権）に関する不服申立て・訴訟の提起・和解	○		
育成水面の設定・変更・廃止	○		
育成水面利用規則の制定・変更・廃止	○		
漁連・他団体の設立発起人となり、加入・脱退	○		模定 § 38
組合事業に必要な会社の株式の取得、団体への出資・出えん（軽微なものは理事会 模定 § 38）	○		
余裕金の預け入れ先銀行、農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券・特別の法律により設立された法人が発行する債券、信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭信託、貸付信託の受益証券の種類	○	模定 § 54③	
遭難救助規程	○		模定 § 23

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。（注）配付される場合は、本記載を削除しないでください。

(3) 総会の報告事項とされているもの 模定 § 38 の 2

項 目	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政庁による検査指摘事項の内容</li> <li>・                    "                    に対する改善措置</li> <li>・ 総会で議決した事項の処理状況</li> <li>・ その他、総会において必要と認めた事項</li> <li>・ 再編強化法第 3 条に基づいて農林中央金庫等から受けた指導の内容と改善措置</li> </ul>	

(4) 総会における議決方法・議長 模定 § 41



※1 共済関係の特例あり(次頁)

※2 議長で決することはあり得ない。

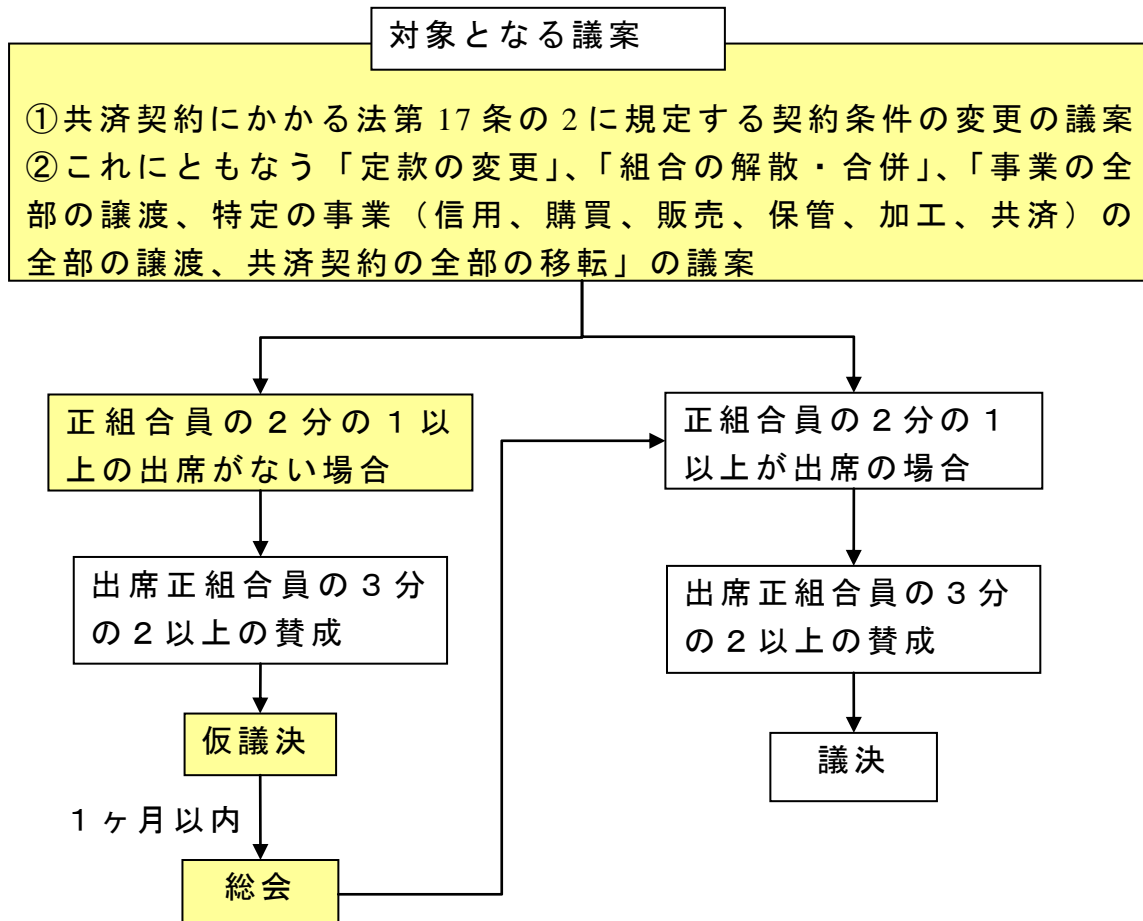
(注 1) 出席した正組合員数が 2 分の 1 を下回り、総会が不成立のときは再度総会を開催して議決を行う必要がある、この場合 4 分の 1 以上で可決(但し、役員改選請求及び特別決議事項を除く。)

→ 「本編 29-(1)総会の招集と総会の成立」を参照

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

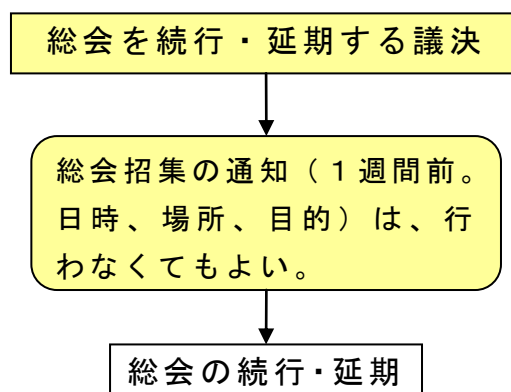
## (5) 特別決議に関する特例

模定 § 42 の 2



## (6) 総会の続行又は延期

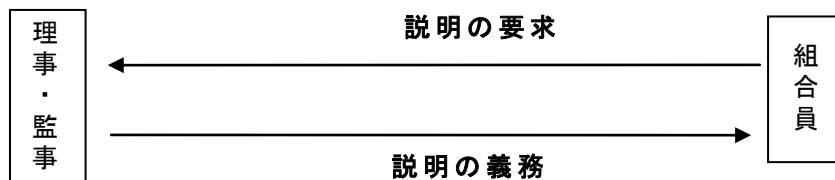
模定 § 43



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## (7) 総会における役員の説明義務

模定 § 40 の 2



### 説明の義務がないもの

- ・ 総会の目的外の事項（関係しない事項）
- ・ 組合員の共同の利益を著しく害する場合
- ・ 調査が必要な場合（但し、次の2つの場合を除く）
  - ※ 総会の日より相当の期間前に説明を求める事項を通知した場合
  - ※ 調査が著しく容易な場合。
- ・ 説明することにより組合、組合員、その他の者（当該組合員を除く）の権利を侵害する場合
- ・ 実質的に同一の事項の説明を繰り返し求めた場合
- ・ 説明できないことに正当な理由があるとき

模定 § 40 の 2

## (8) 総会の議事録（記載しなければならない事項）

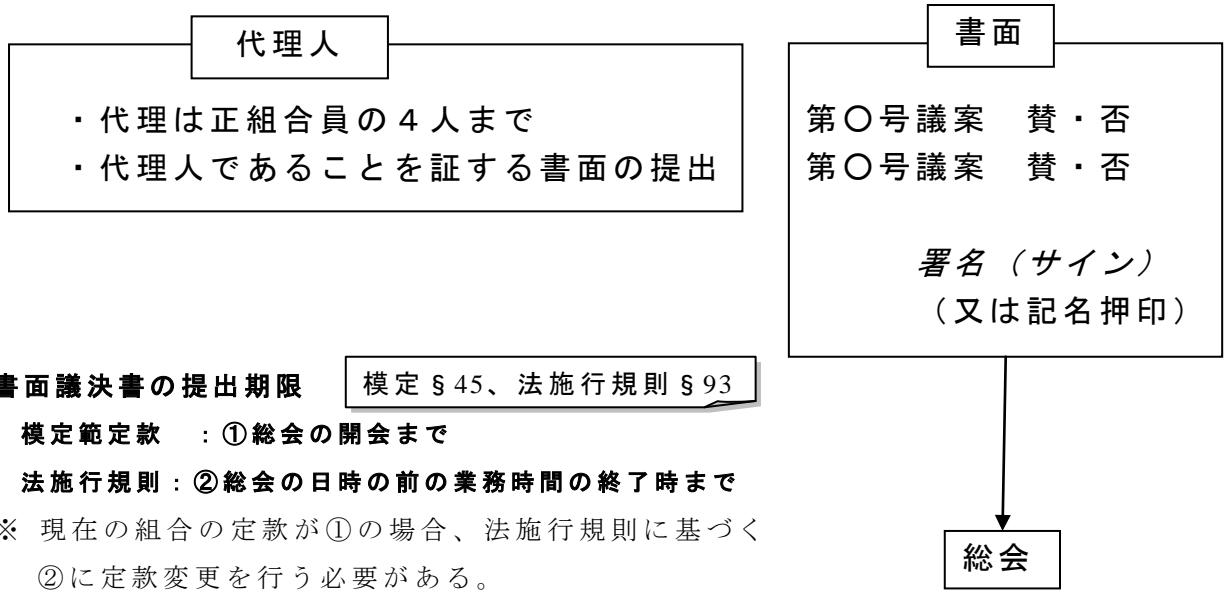
模定 § 46

項 目	備 考
総会の招集年月日、開催日時・場所	
正組合員数及びその出席者数	出席者（うち、本人、代理、書面議決書）
総会の議事の経過の要領	
議案別の議決の結果	賛成 反対 棄権 無効 ※ 可否同数を除き議長は議決に加われない
総会に出席した理事・監事の氏名	
総会の議長の氏名	
議事録を作成した理事の氏名	理事なら誰でも（組合長も）可

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

(9)書面・代理人による議決

模定 § 44

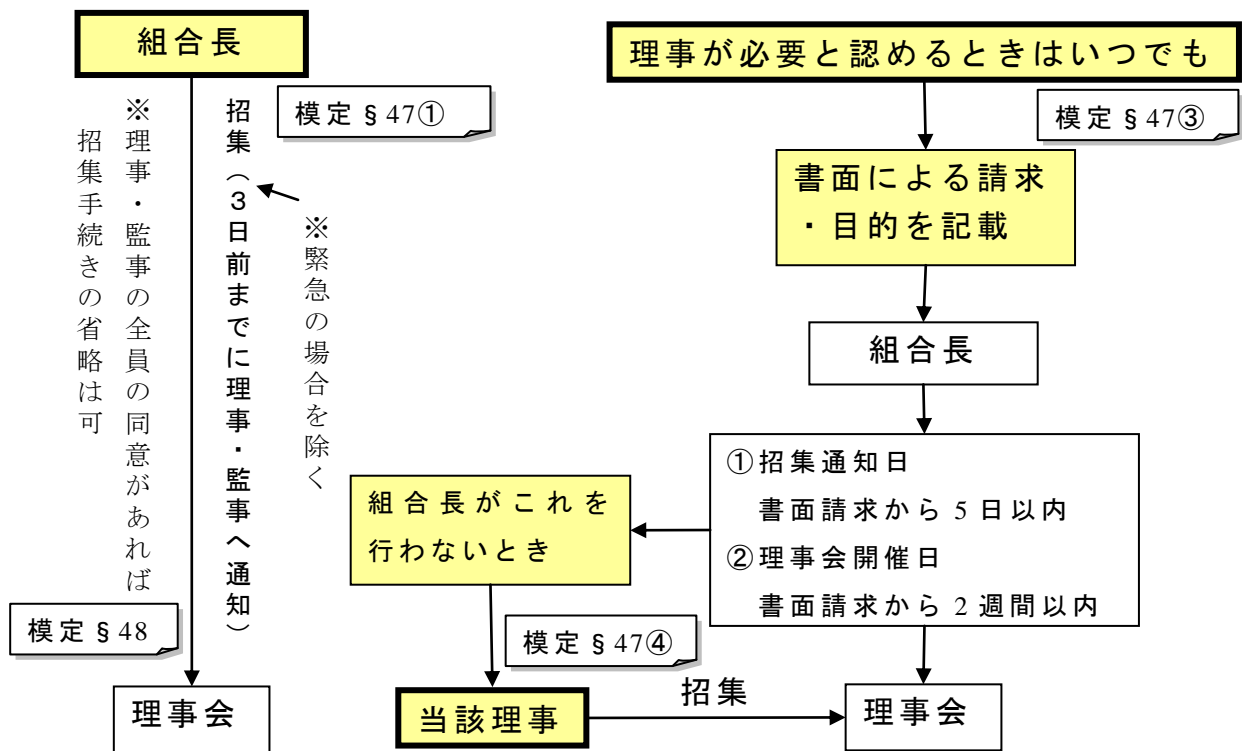


30 理事会

(1) 理事会の招集

(注) 組合長が事故・欠員のときは次の順位の理事

模定 § 47②



※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

三訂版 H26.10.1

## (2) 理事会議決事項

項 目	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款で定めた事項</li> <li>・ 業務執行方針</li> <li>・ 総会（招集・付議事項・報告事項）</li> <li>・ 役員選出に関する事項（手続き・選任議案の付議等）</li> <li>・ 任免（参事・会計主任）</li> <li>・ 固定資産（取得・処分）</li> <li>・ 固定資産の賃借（リース取引）</li> <li>・ 延滞債権の処理方針</li> <li>・ 株式の取得・出資・出えん（組合運営への影響が軽微）</li> <li>・ 行政庁検査・県漁連監査・監事監査の結果に関する事項</li> <li>・ 行政庁に提出する業務報告書</li> <li>・ 組合の業務・財産状況の説明書類</li> <li>・ 不服申立・訴訟の提起・和解</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 49①</div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員等（現に組合員である者・組合員になろうとする者）の組合員資格の有無</li> </ul> <p>※理事会は、組合員資格審査委員会の意見を聴く。</p> <p>※理事会が開催されるまでの間は、委員会の判定を理事会の決定とみなす。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 8 の 2</div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事と組合との契約</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 49②</div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員退職給付規程の制定</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 22②</div>
<p>共済規程の変更のうち次に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令（条項の移動等、実質的な内容の変更でないもの）の改正</li> <li>・ 共済事業の実施方法に関する技術的事項の制定・変更</li> <li>・ 共済契約に関する事項、掛金・責任準備金の算出方法に関する事項の設定・変更</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 38③</div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会が必要と認めた事項</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 49①</div>

## (3) 理事会の報告事項

項 目	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員（加入・脱退）の状況</li> <li>・ 取扱高・その他事業の実施状況</li> <li>・ 理事会決定事項の処理状況</li> <li>・ 余裕金の運用状況</li> <li>・ 子会社等の経営状況</li> <li>・ 内部監査の結果</li> <li>・ 理事会が必要と認めた事項</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">模定 § 49 の 2</div>

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
 また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
 以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
 (注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

#### (4) 理事が組合と契約する場合

理事会の承認が必要

※ 但し、利害関係者なので議決には加われない。

模定 § 49②

模定 § 49 の 3②

#### (5) 理事会の議決方法及び議長

組合長が議長<sup>※</sup>となる

※ 組合長が議決に加われないとき（事故・欠員・特別の利害関係がある場合）は、次の順位の理事が議長となる。

※ 総会の議長と異なり、（特別の利害関係を有する場合を除き、）議決権は最初からある。

（特別の利害関係のある理事を除き、）議決に加わることができる理事の過半数が出席

模定 § 49 の 3①、②

過半数が賛成

模定 § 49 の 3

議決

（参考）議案毎に出席者の定足数が充たされていなければ、その議決は無効（最高裁判例）。

#### (6) 理事会の議事録

模定 § 49 の 3④、⑤

記載しなければならない事項	備考
招集年月日	招集通知を発出した日
開催日時・場所	
議事の経過の要領	
議決の結果（議案毎に作成） ・ 可決、否決の別 ・ 賛否の議決権数 ・ 賛成した理事の氏名 ・ 反対した理事の氏名	
出席した理事・監事の氏名	
議長の氏名	

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

（注）配付される場合は、本記載を削除しないでください。



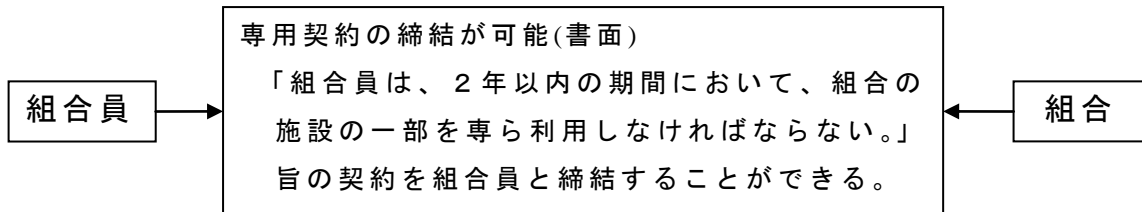
### 31 事業年度

模定 § 50

3月決算 毎年4月1日から3月31日まで  
4月決算 毎年5月1日から翌年4月30日まで  
12月決算 毎年1月1日から12月31日まで

### 32 専用契約

模定 § 51



メモ欄

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

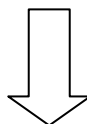
### 33 員外（組合員でない者）の利用

利用できる事業（組合員の利用に差し支えないものに限る。）

- 水産資源の管理・水産資源の増殖
- 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 漁場の利用に関する事業
- 船だまり、船揚場、魚礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- 組合員の共済に関する事業
- 組合員の福利厚生に関する事業
- 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん

模定 § 52①

組合員と世帯が同じ者は(利用量の計算において)組合員とみなす。 模定 § 52③



模定 § 52②

但し、以下を満たすことが利用できる条件

(何れも金額ベース)

#### A 漁獲物の販売の場合

員外利用※の総量（1事業年度）  
当該組合を含め、どの組合の  
「組合員」でもない者



組合員※の総量（1事業年度）の 2倍  
※「当該組合の組合員」  
+ 「他の組合の組合員」

#### B それ以外の場合

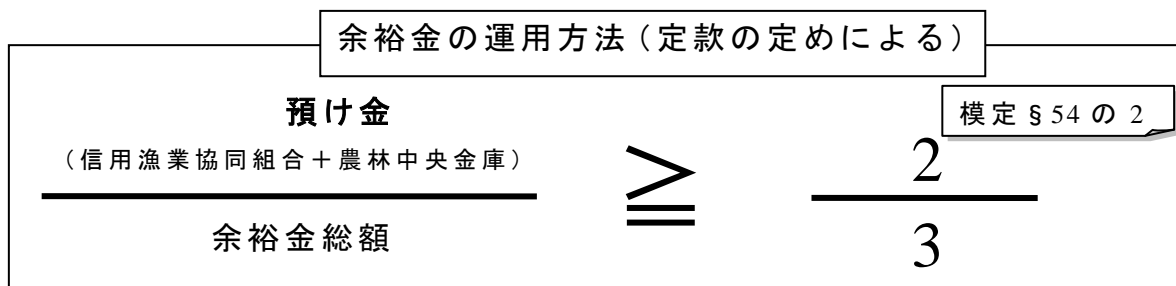
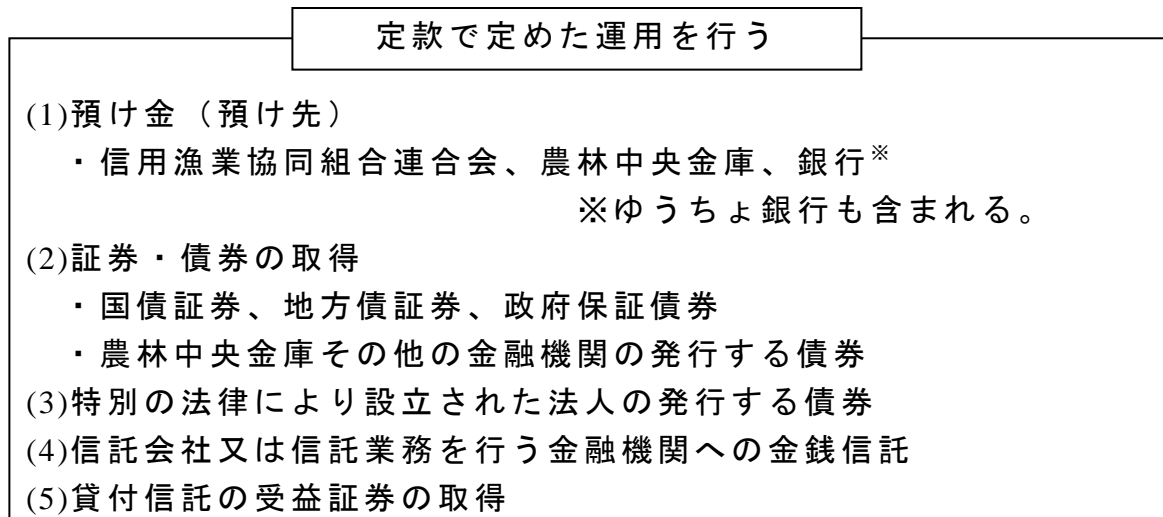
員外利用※の総量（1事業年度）  
※当該組合を含め、どの組合  
の「組合員」でもない者



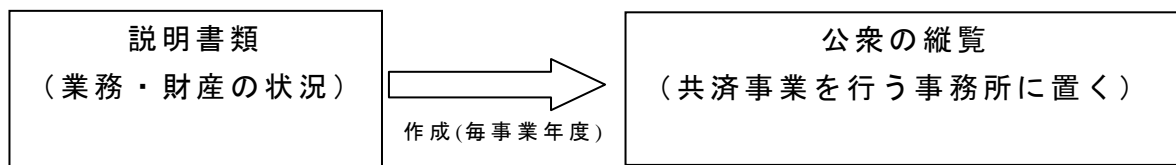
組合員※の1事業年度総量  
※ 「当該組合の組合員」  
+ 「他組合の組合員」

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

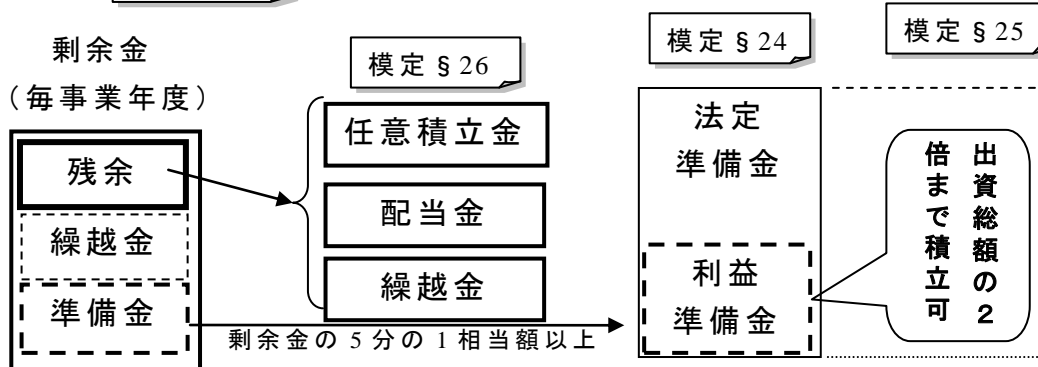
### 34 余裕金の運用 模定 § 54



### 35 業務等に関する説明書類の縦覧（共済事業を実施の場合） 模定 § 54 の 2



### 36 剰余金の処分 模定 § 55



※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。（注）配付される場合は、本記事を削除しないでください。

### 37 剰余金の配当 模定 § 56

**出資配当の場合**

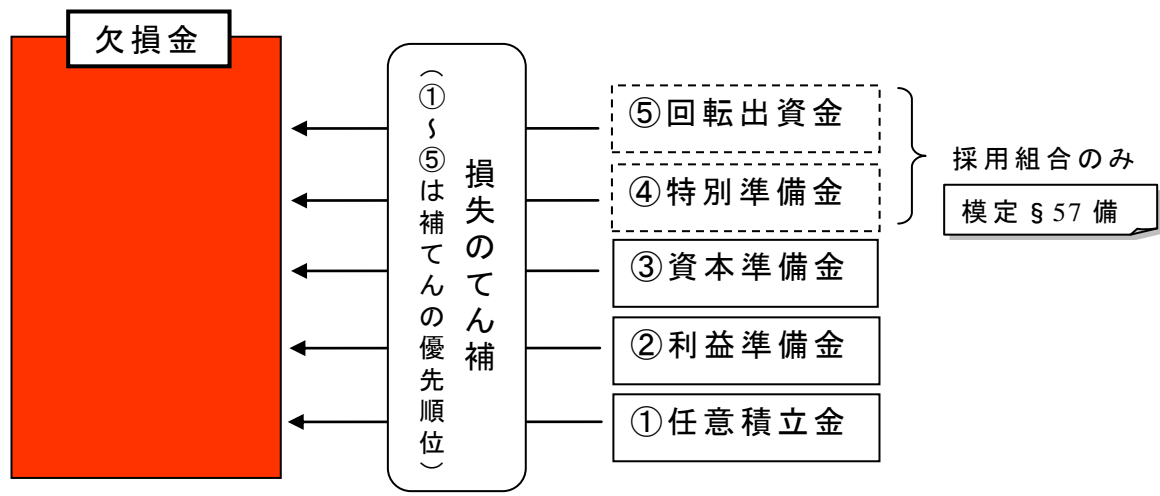
- ・ 払込済出資額（事業年度末）の割合に応じて配当
- ・ 配当は、払込済出資額の年7%以内
  
- ・ 配当は、その事業年度の剰余金処分案を議決する総会の日において組合員である者について計算する。

**事業の利用分量配当の場合**

- ・ その事業年度内に取り扱ったものの数量、価額、その他事業の分量を参酌して配当

※計算の基礎となる金額は、1円未満を切り捨てる。 模定 § 56⑤  
模定 § 27②

### 38 欠損の処理 模定 § 57



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
 (注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

### 39 決算書類の提出・備付け・閲覧

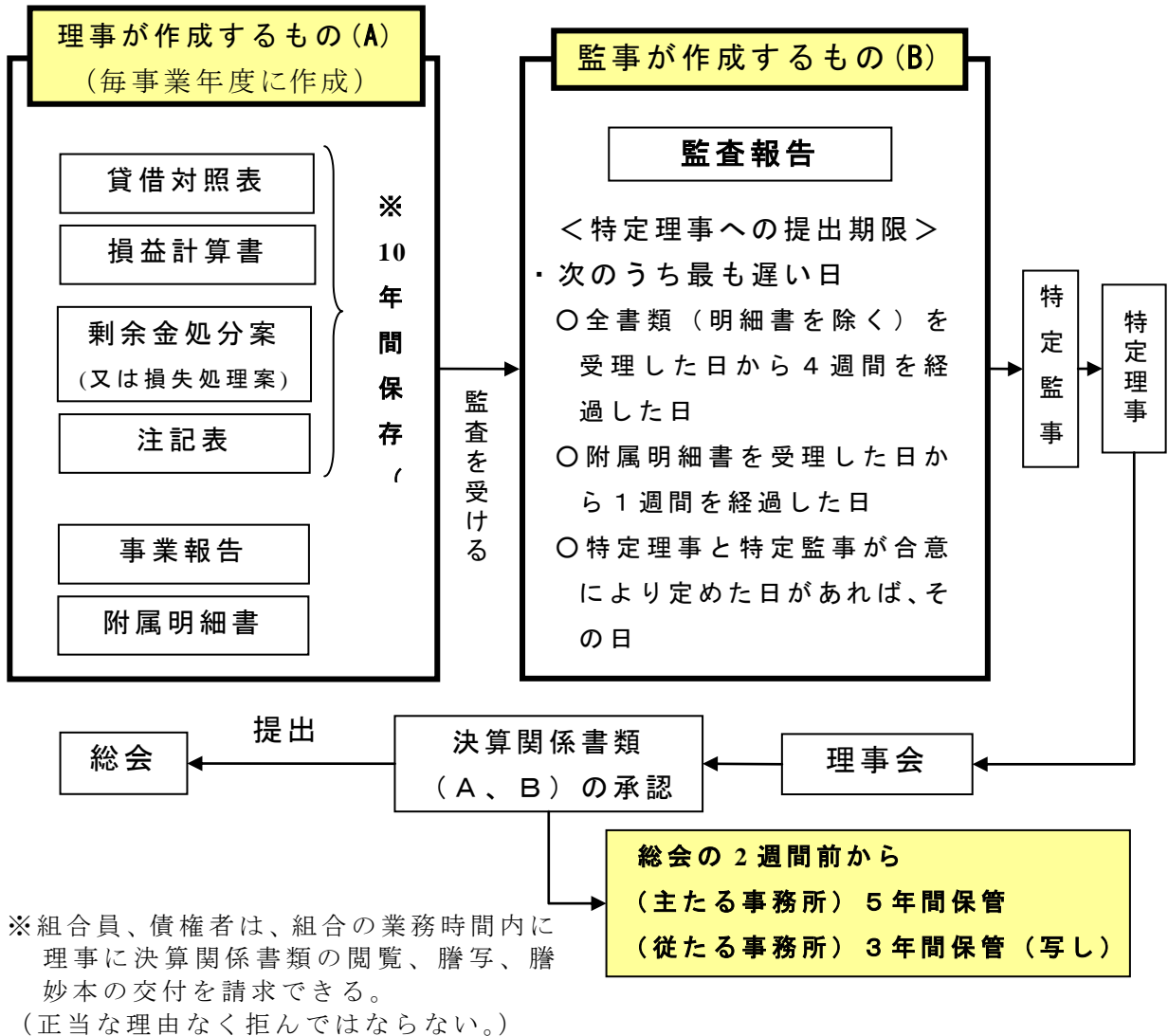
模定 § 58

#### ※ 特定理事

- ・監査報告を受ける者を定めた場合は、当該報告を受けるとして定められた者。
- ・そうでない場合は、Aを作成した理事

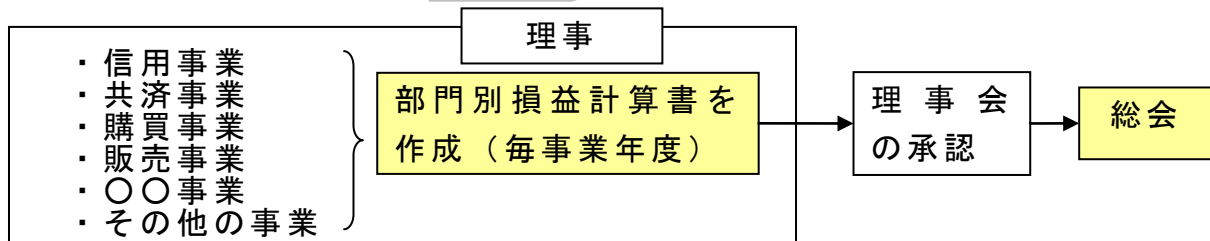
#### ※ 特定監事

- ・監査報告をすべき監事を定めた場合は、当該報告をすべきと定められた者。
- ・そうでない場合は、監事全員。



### 40 部門別損益の開示等

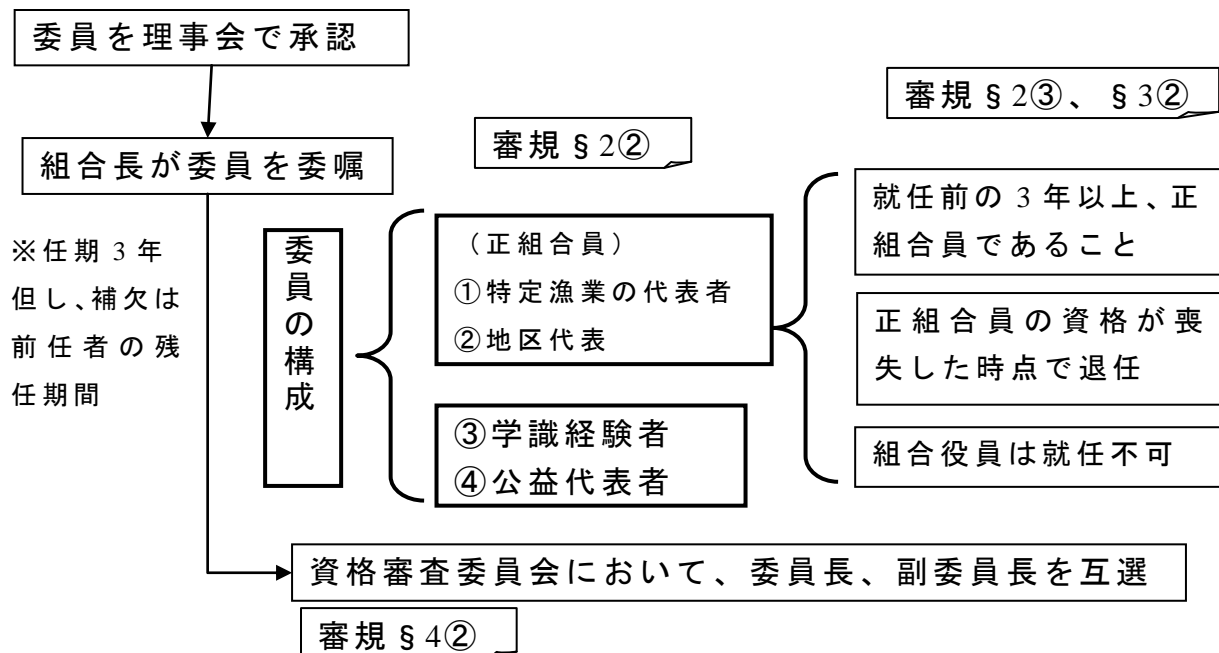
模定 § 59



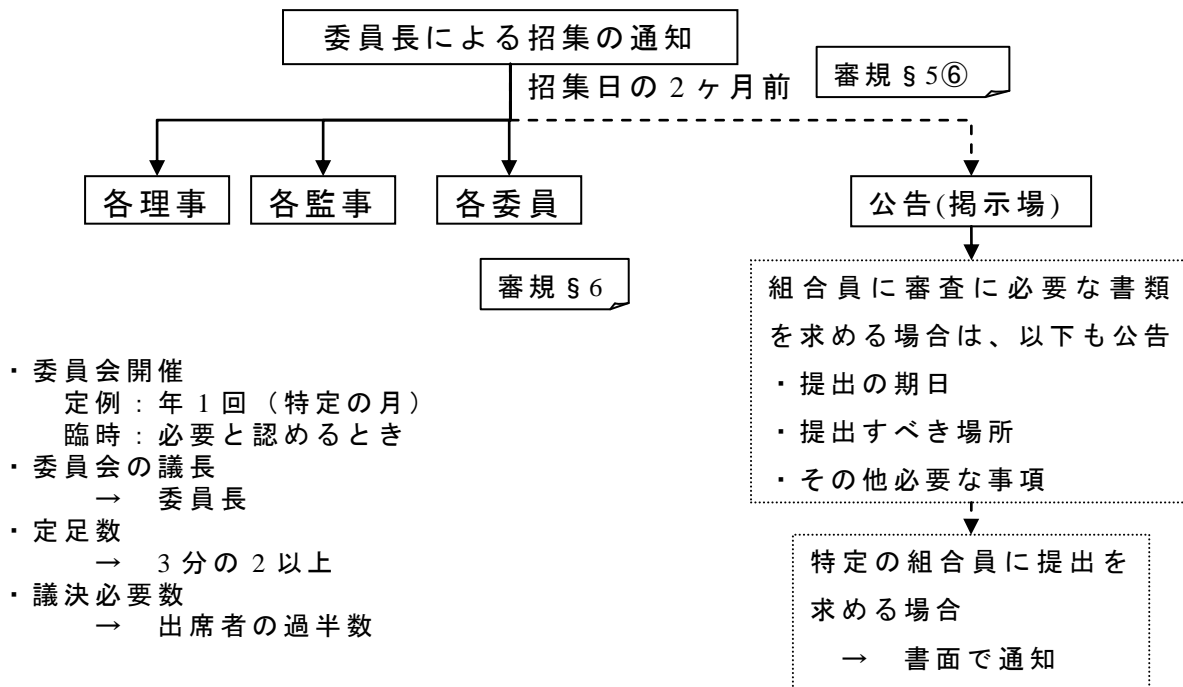
※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## II 定款附属書 組合員資格審規（地区審査委員会非設置組合）

### 1 資格審査委員会の設置

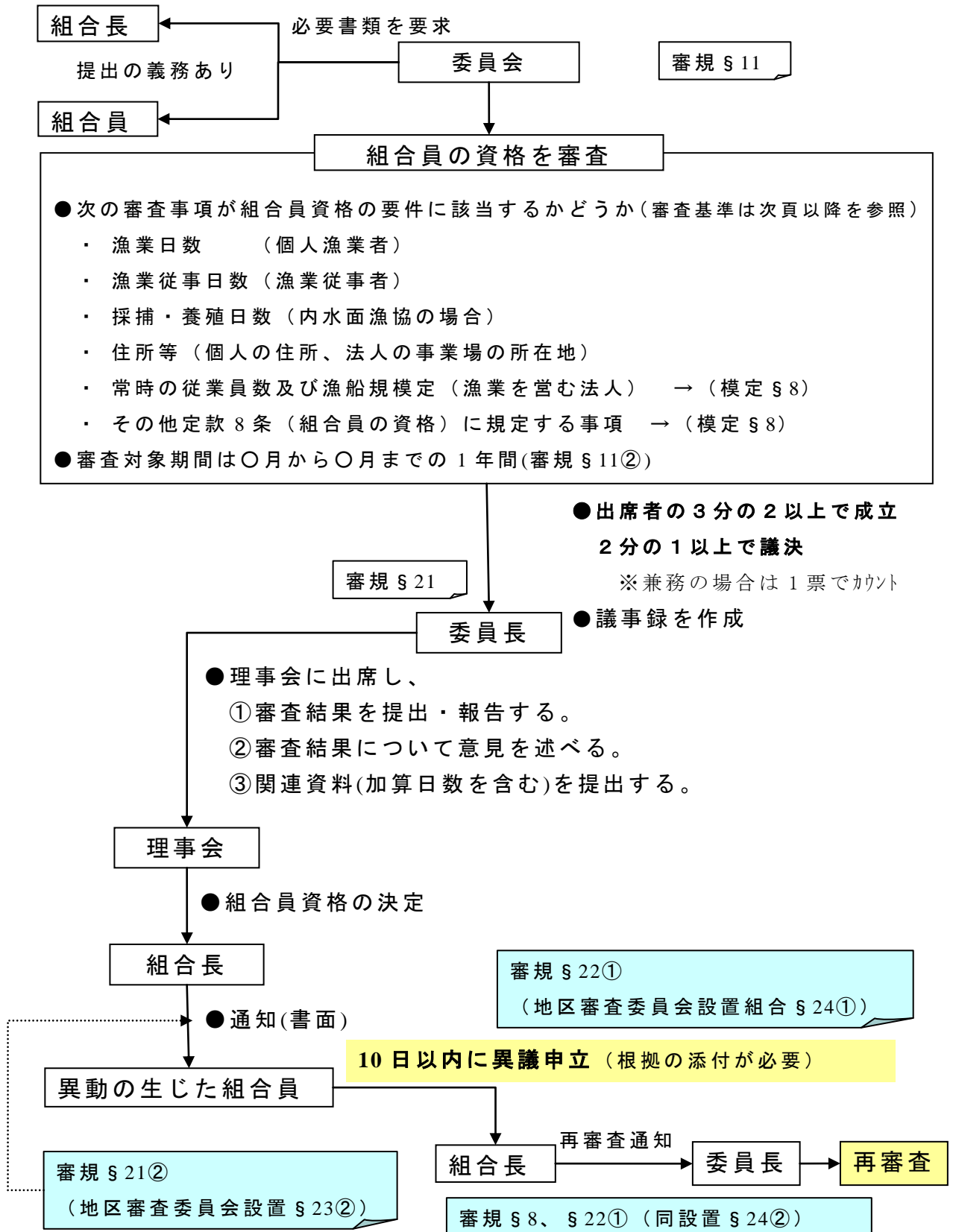


### 2 招集等



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

### 3 委員会による審査と結果の取扱い



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## 4 審査基準

### (1) 漁業日数（営む個人の場合）

審規 § 12、§ 13

- ① 養殖業以外の漁業者の水揚日数：水揚仕切書(組合)、売上傳票(市場)等で確認
- ② 養殖業者の経営日数：養殖日誌等で確認
- ③ その他漁業許可等を受け現に操業している者の操業日数  
：漁期、操業期間等から客観的かつ合理的に確認できる日数
- ④ 個人漁業者の水揚金額が正組合員の平均的な年間水揚金額<sup>※1</sup>の8割を超える場合  
：正組合員の資格要件に該当するとみなす

※1 同様の漁業を営む正組合員の水揚金額の過去3ヶ年平均を正組合員数で除した金額。但し、水揚伝票等で確認できる書類。

※漁業の準備等日数及び休漁等日数の加算制度あり（審規 § 16、§ 17）

### (2) 従事日数（漁業従事者の場合）

審規 § 14

漁業従事日数：雇用者による証明（就労証明書、給与支払証明書等）により確認

※ 個人漁業者と共同して採捕や養殖業に従事している家族は、個人漁業者に雇用されているものとみなす

※休漁等日数の加算制度あり（審規 § 17）

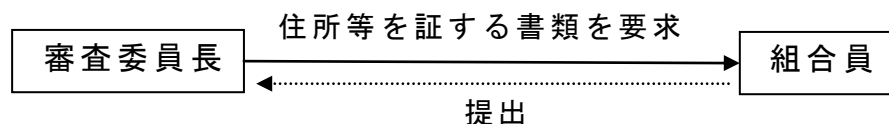
### (3) 住所等の確認

審規 § 15

#### ① 個人（住所）

● 住所は、組合員名簿で確認（原則）

● 必要に応じ



#### ② 法人（事業所所の所在地、常時の従業員数、漁船規模定）

● 事業所の所在地は、組合員名簿で確認（原則）

● 常時従事する従業員、使用する漁船の規模定は事業報告書等で確認

※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。

以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。

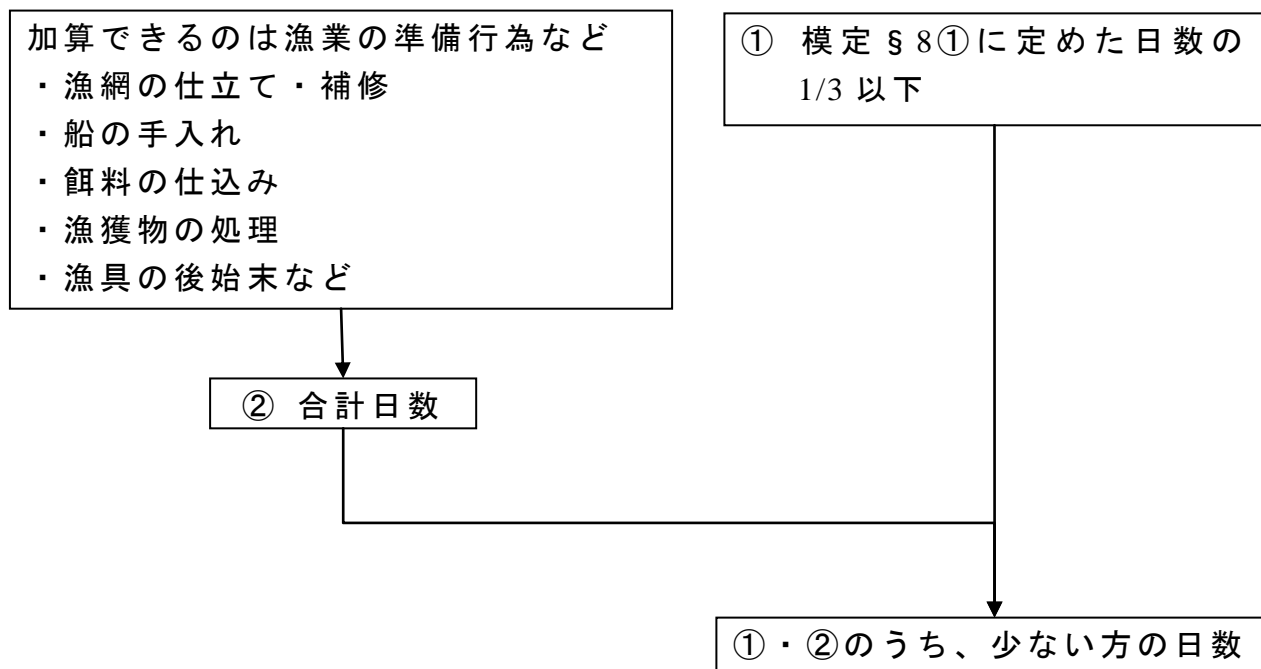
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。



## (4) 加算基準

### ① 漁業を営む者の準備日数

審規 § 16



### ② 休漁期間等の日数

審規 § 17

#### ● 加算できる内容

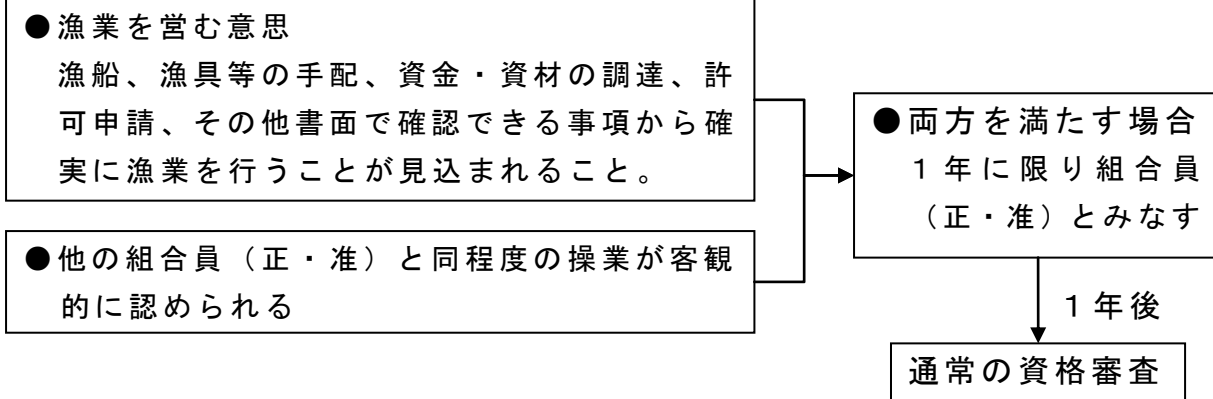
- ・ 水産資源管理のための休漁日数  
漁場清掃、漁場造成、漁場監視、資源調査など(法令で定める禁漁期間を除く)
- ・ 台風等の被害防止、悪天候による遭難防止により操業中止した日数
- ・ 沈没、座礁、火災、衝突等の水難事故又は災害により操業中止した日数

※ 本書は、原則として、模定範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模定範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。

## 5 特例

### (1) 新規申込者（漁業を営もうとする個人）

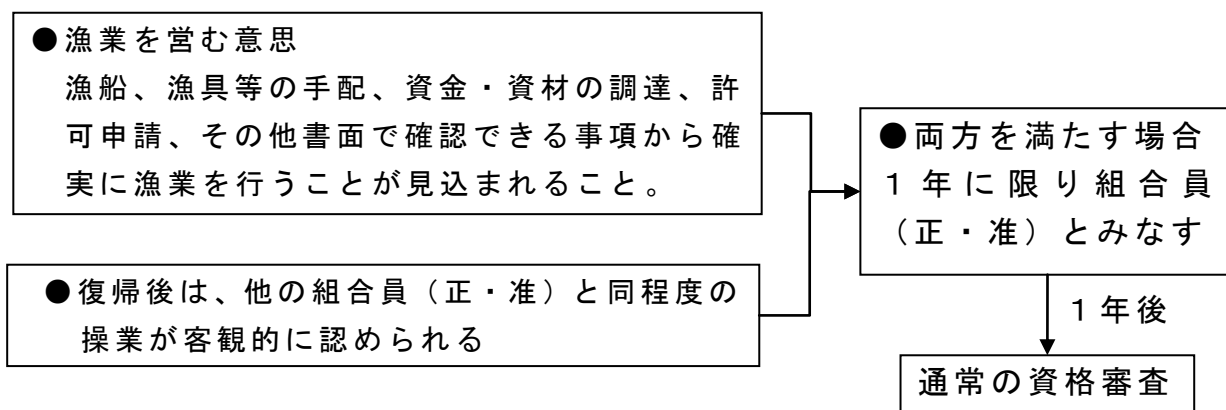
審規 § 18①



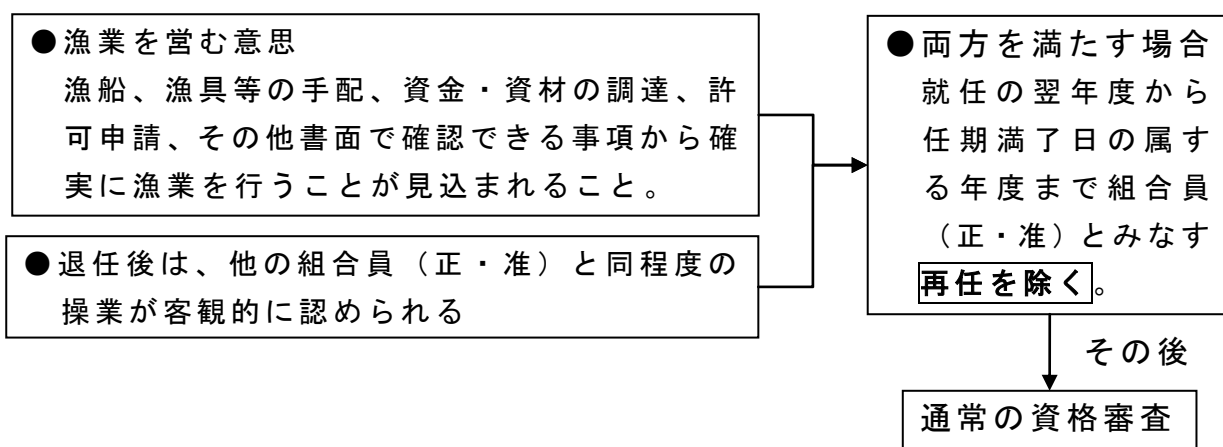
### (2) 一時的に漁業を営むことができなくなった者

審規 § 19

#### ① 長期疾病で操業できないが、治癒後は漁業に確実に従事できる者

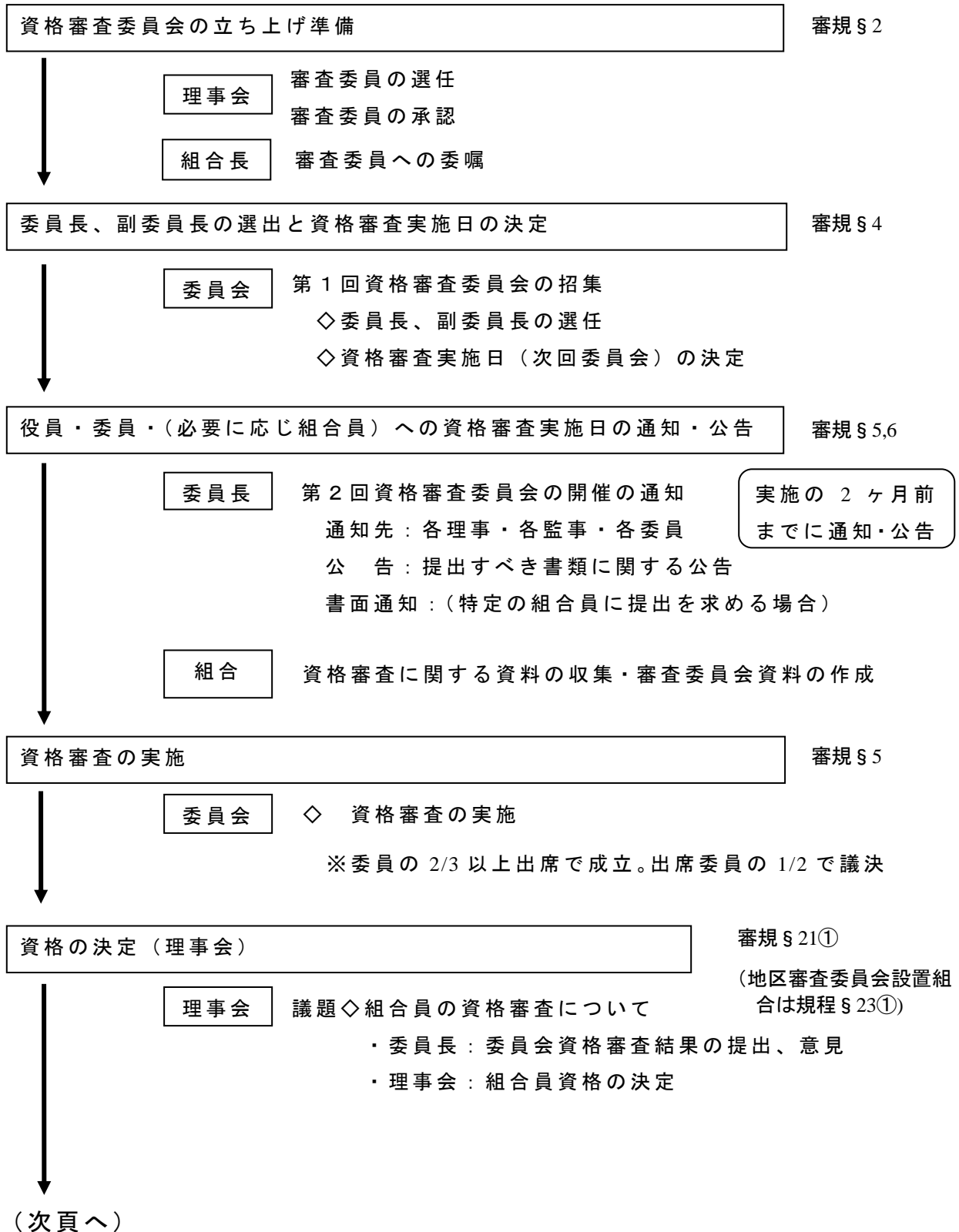


#### ② 定款（模範範定款 38 条第 1 項第 13 号）で定める団体（県漁連その他の団体）の常勤役員で操業できないが、退任後は漁業に確実に従事できる者



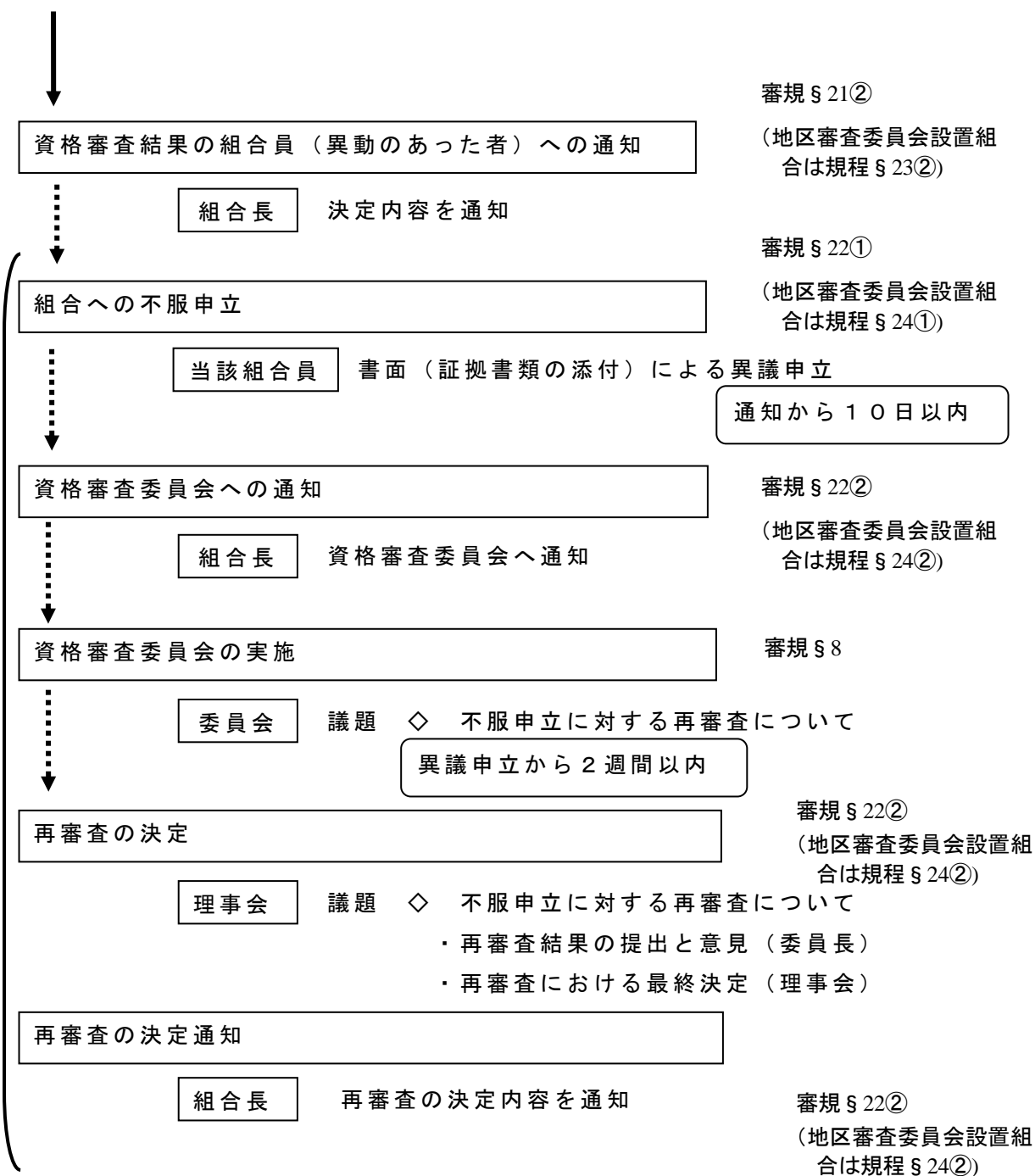
※ 本書は、原則として、模範範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

## 6 組合員資格審査手続きの流れ（概要）



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記載を削除しないでください。

(続き)



※ 本書は、原則として、模範定款を元に作成しているため、貴組合の定款と異なる場合があります。  
また、本書は、皆さんが定款の内容や仕組みについて、概要を容易に理解できることを主眼とし、模範定款や法令等の内容を簡略化しているため、正確性を欠く部分もあります。  
以上のことを御承知のうえ、実際の組合の運営にあたっては、必ず貴組合の定款の内容を御確認ください。  
(注) 配付される場合は、本記事を削除しないでください。